

中華人民共和国
特許情報検索システム開発計画事前調査
報告書

昭和60年 2月

国際協力事業団

工 計 鉦
J R
85-70



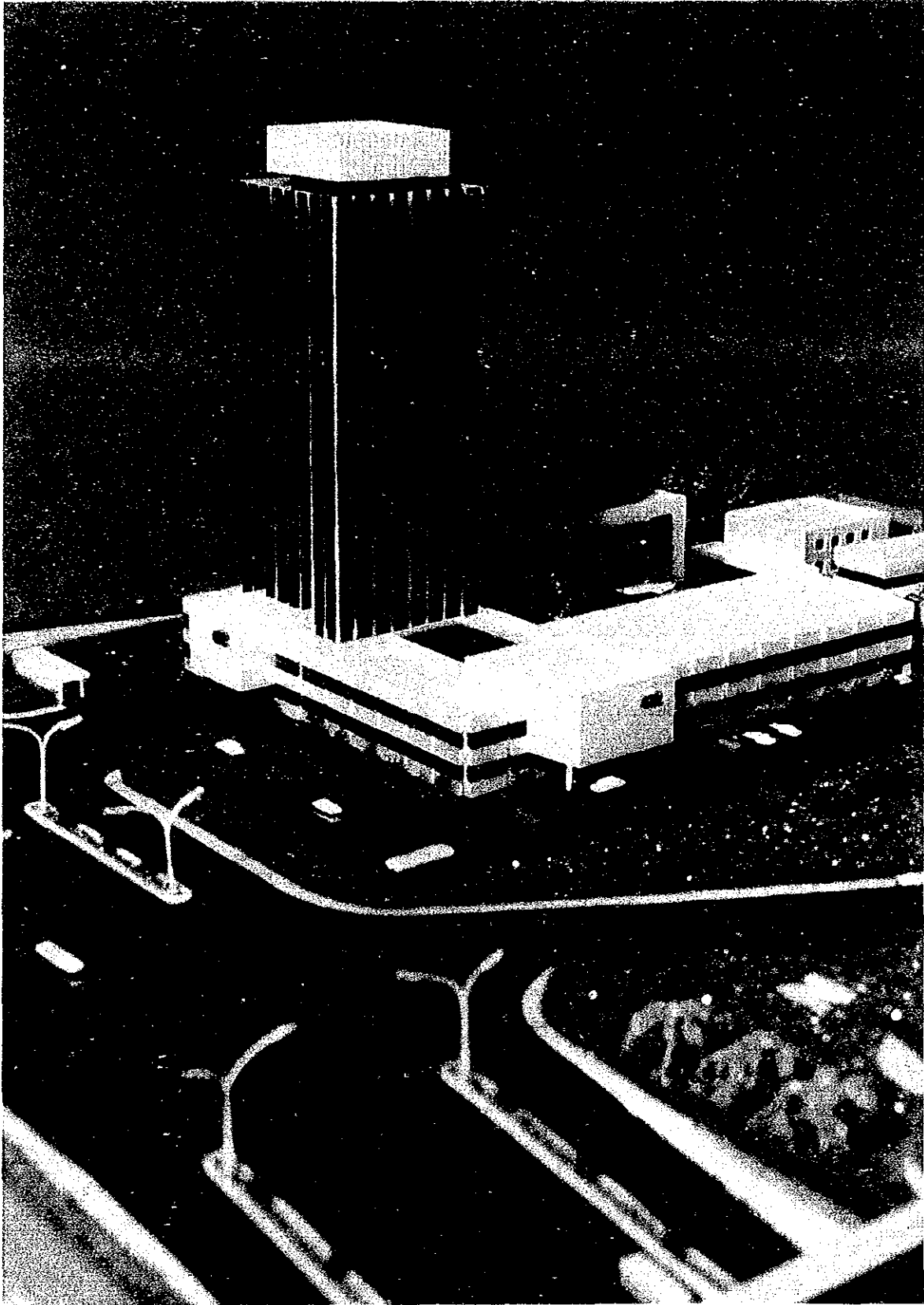
JICA LIBRARY



1016680[9]

国際協力事業団	
受入 月日 '85. 5. 30	105
登録No. 11494	60
	MPI

中国专利局新厅舍完成予想图



1987年完成予定

目 次

1. 要請の背景・経緯	1
2. 調査の目的	1
3. 協議経緯	1
4. 中国專利局の概要	3
5. 特許情報検策システムの中国の要望	7
6. 西ドイツの協力の現状	9
7. 本格調査実施上の留意事項	9
8. 協力の意義	10
付録	
1. 団員構成	13
2. 日 程	14
3. 主たる面談者	15
4. 実施細則	
日本文	17
中国文	24
5. 中華人民共和国特許法	33
6. 中華人民共和国特許法（草案）に関する説明	49
7. 中華人民共和国特許法実施細則	53
8. 中国鉄道部科学研究院電子計算技術研究所計算センターの概要	65
9. システム開発手順	66
10. 本件を巡るシステム開発手順とJICAにおける開発調査手順 の関係について	73

1. 要請の背景・経緯

1984年3月12日第6期全国人民代表大会常務委員会において中国における科学技術の発展と近代化の促進に役立てるべく中国専利法（特許法）が採択され、公布された。

中国専利法は、1985年4月1日から施行され、特許申請が開始される。このため、中国専利局は、特許審査を効率的に進めるべく組織体制を整備し、日本等における研修等を通じ要員を育成し、専利法の施行のための準備を進めている。

さらに中国専利局は、中国国内の特許情報のみならず、世界の特許情報を収集・整備し、中国語による特許情報のデータ・バンクを作成し、特許審査員と公衆に対する検索サービスを行うべく特許情報検索システムの開発を計画中である。

中国においては、この種のシステム開発の実績がないため今回我が方にシステム開発計画策定についての協力要請がなされたものである。

2. 調査の目的

中国側の要請について、関係機関と協議の結果、国際協力事業団は、「特許情報検索システム開発計画調査」を実施することを決定した。

このため本格調査を実施するに先立ち、中国側と調査の範囲についての協議を行なうとともに関連情報の収集を目的とした事前調査団を派遣したものである。

3. 協議経緯

先方との協議は円滑に進められ実施細則は1月18日友好裡に署名された。なお主たる変更点・協議内容は下記の通り。

- (i) 先方カウンターパート機関・名称については中国専利局との指適があり国家専利局を中華人民共和国（中国）専利局とした。
- (ii) 実施細則中の「2.調査の内容」の中の①の「中国における」では中国専利局以外の国家機関をも対象とすることとなり、調整が複雑になるので修正して欲しいとの先方の要望が出された。実体的には日本側の要望するラインの確保される見込がいたので先方の要望を受入れ「中国専利局における」とした。
- (iii) 上記(ii)と同様の理由により2(1)④を「中国専利局における特許情報処理システム」とした。

- (ⅳ) 調査期間については、先方の強い要望もあり、対処方針に従い調査予定スケジュールの報告書(案)の送付以降を1ヶ月ずつ早めることとした。
- (ⅳ) 協議の席上、先方より本件のプロジェクト方式技術協力等による協力についても再度強い要望が出された。(大使館の話ではプロ技協要請は科技委を通じ提出済みであり近日中に発電される予定とのことであった)調査団はプロ技協についての協力の可否について答えられる立場にないが、要請のあった旨については帰国後関係機関に伝える旨回答した。
- (ⅳ) カウンターパートについての受入の要請があり、要請のあった旨については関係機関に伝える旨回答したが、中国の研修員の受入枠については全体枠との兼ね合い、科技委との調整等が必要なこと、その時点でJICA事務所長が上海出張中であったこともあり、所長の帰京後JICA事務所長と協議するよう答えたところ、調査団帰国後の協議の結果済に専利局の単発受入枠2名を本件調査のカウンターパートとすることで合意したと聞いている。

4. 中国専利局の概要

(1) 組織（ヒアリング）

① 北京専利局（1985年1月現在800人）

	氏名	
局長 長	黄 坤 益	
副 局 長	沈 尧 曾	審査, システム担当
"	田 巨 生	建設担当
"	安 玉 涛	人事担当
審 査 1 処	季 豊 英	形式審査, 分類, 意匠審査 100 人
審 査 2 処	林 景 允	特許, 実用新案の実体審査（機械） "（電気） "（化学） "（物理） } 200 人
審 査 3 処	賀 汝 英	
審 査 4 処	刘 同 文	
審 査 5 処	姜 纘 纘	
法 律 政 策 処	馬 連 元	
専 利 実 施 処	林 沢 仁	
文 献 服 務 中 心	楊 采 良	100 人
文 献 管 理 処	申 嘉 廉	
出 版 社	雪 基	
国 際 合 作 処	李 春 富	
行 政 処	王 亜 軒	
計 画 組 織 弁 公 室	王 振 新	
基 本 建 設 指 揮 部	田 臣	
培 訓 中 心		研修所
党 務 弁 公 室 等		専利業務とは無関係

② 上海支局（支局内組織不明）

③ 代弁機構所在地

上海, 沈陽, 長沙, 済南の4ヶ所に設置されており, 将来は増加することが考えられている。

④ 各省の状況

(1) 組織

地方の特許情報関連組織は, 各地方（省, 市）の科学技術委員会に属している。これ

は従来、特許情報を紹介する業務を科学技術委員会が実施していた歴史的経緯によるものである。

地方の科学技術委員会には、専利管理局が設けられている例もある。陝西省を例にとると、省の科学技術委員会に専利管理局が設けられ、出願等の相談に乗るとともに、発明創造思想の普及を行っており、新規性調査を下部の専利服務中心（特許サービスセンター）に行わせている。

但し、業務に関連した指令を中国専利局から直接受けることがある。

(四) 文献を保有する省

遼寧省、四川省、廣東省、陝西省、湖北省、北京市、上海市

(2) 現 状

① 公報類の整備状況

(イ) 専 利 局

公報類は国ごとにまとめて収蔵されており、日本の公報類を収めたものを日本館、米国のものをアメリカ館と言うように呼んでいる。

他に、ドイツ館、ソ連館、ダーウェント館、フランス館、イギリス館等があり敷地内に分散している。

整理方法は、必ずしも統一はされておらず、多くは単に20件を単位に番号順に製本されているにすぎない。

文献サービスは文献サービスセンター（文献服務中心）が所管しており公衆に開架式で閲覧をさせている。

外部の人の利用は概算、日本館で15,000人/年、アメリカ館で20,000人/年である。

閲覧室は全部で135席で利用者に特に配慮されたことといえば、サーチの仕方を描いた紙が壁に貼ってある位である。

利用者は、索引紙がほとんど唯一の検索手段であって、極めて非能率的なサーチを余儀なくされているのが実態である。

専利局が保有している特許文献の種類

- ・日 本 特許公開公報
- 特許公告公報
- 實用新案公報
- 特許新案集報
- 特許新案抄録

索引類

- 米 国 特許明細書
オフィシャルガゼット
- 西 独 公開特許公報
- ダーウェント WPA (World Patent Abstract Report)
WPI (World Patent Index)
CPI (Chemical Patent Index)
EPI (Electronics Patent Index)

② 陝西省專利管理局が保有している代表的文献

- 日 本 特許公告公報 (1955年から)
- 米 国 オフィシャルガゼット (1950年から)
- 西 独 (1958年から)
- ソ 連 (1955年から)
- ダーウェント 抄録目録 数年分

③ 審査体制

実体審査を行う体制としては、審査第2～5処の下に室、室の中に組を設け審査官を配置する。

事務処理担当者は、組織上は審査第2～5処に属する。

又、各審査官は単独で審査を行う。

現在、審査官は、200人であるが今後増員を予定している。

④ 庁舎

現在の庁舎は、人民公社であった建物を使用しており、北京市内に新庁舎を建築中である。

建築計画によると新庁舎は、総面積35,000 m²で25階のメインビルの6階のコの字ビルから成る新感覚の近代ビルであるが、ほとんど地鎮祭を終っただけで未着手である。宿舍、寮を目的とした建物(3,200 m²)については外形が完了しており、この3月に專利局の一部の移転が予定されている。

西独の協力で開発中の事務処理システムのためのコンピュータも当面この部分に設置される專利局の新庁舎は、中国政府に於ける重点的政策とされているため全建物の1987年完了は間違いないと言われている。

(3) 問 題 的

1985年4月から、出願の受付を開始するのが事務処理の経験がない、審査資料の整備が

不十分である上審査官に文献サーチの経験もない、コンピュータシステムを維持管理していく要員が不足しているなど、専利局の業務運営に当っての問題点は多い。

① 審査資料について

(イ) 審査官用のサーチファイルがない

専利局が保有する特許文献は従来公衆閲覧に用いられて来たものであって、審査用として用いられていないのでこれを審査に使用するためには分類別にするなどの整備が必要である。

(ロ) 要員の養成が遅れている

審査官については専利局は、日本、西独、欧州各特許庁に派遣をして養成に勤めてきたので、基本的な面では相当育成されているとみられるが、検索システムの利用面での訓練、文献サービス要員に対する特許情報の加工、取扱いについて教育、コンピュータ要員の養成等、業務運用上必要な人材の養成には立ち遅れが認められる。

(ハ) 文献検索手段が整備されていない

現在ある唯一の検索手段は索引誌であって、これをもって適切な審査を行うことは、極めて困難である。

特許制度を有効に、機能させるためには迅速、的確な審査が行われることが要件であるので、検索手段の整備は当面の重要課題である。

(ニ) 自国語の特許文献がない

現在保有されている特許文献は、すべて外国語のもので中国語に翻訳されたものはない。

審査の効率化、公衆利用の容易化のために主要な特許文献について翻訳をすると共に、コンピュータにのせる等の改善が必要である。

② 業務運用について

(イ) 出願および審査については、4月1日から開始されるので現在は研修中であり、実際の業務体系がどうなるか確定していないが、他の先進国の特許庁、局の例に倣って組織は整備されてきている。

(ロ) 文献閲覧に関しては、専利局が創設されて以来、実施しており、経験を有しているので、特許情報検索システムに関するユーザーニーズは、公衆利用の面からの要求が強くてきている感がある。

(ハ) 特許情報検索についてのニーズは、審査用と公衆用では必ずしも全部が同じではないことから審査用のニーズも、日本での経験を参考にしながら、公衆用のニーズと合わせて、考慮する必要がある。

5. 特許情報検索システムへの中国要望

中国専利法の 85 年 4 月 1 日施行により出願の受付および実体審査がはじまる。

これまでに中国は日本・西独などの特許庁の例を参考にして制度および組織面では立派なもののできたので、この次の課題は、制度を運用してゆくための人材の養成およびコンピュータを用いた特許情報の効率的な検索システムの建設であるとしており、検索システムについては、当面は審査業務への利用と一部公衆への利用を目的とするが、将来的には全国ネットワークを構築し公衆サービスを拡充することを重要課題としている。

当面の検索システムに要求される機能は、以下のとおりである。

(1) 検索機能

検索機能としては、5つの機能を要望しており、これを要望の強い順に示すと次のとおりである。

- ① フリーワード(自然語そのまま)
- ② I P C
- ③ パテントファミリー
- ④ 発 明 者
- ⑤ 出 願 人

I P C検索については、サーチファイル作成のための使用は一時的なものにすぎずオンライン審査用および公衆向けの検索が主眼であると考ええる。また、発明者、出願人の検索は、当面は必ずしも必要でないが将来的には望まれるところである旨表明された。

(2) データベース

自国特許文献の他に専利局が現在保有する全特許文献(下記①)について入力することが望ましいが磁気ディスク等の容量に制約があれば入力対象国数の減少入力年数の減少等に対応する。

しかし、最小限、日本、米国は必要と考えている。

データ項目としては、書誌的事項(下記②)の他に抄録を入力したい。

また、フリーキーワード検索用のデータも入力したい。

① 15 ヶ国と2機関

日米、米国、西独、ソ連、英国、仏、スイス、カナダ、オーストリア、オーストラリア、チェコ、東独、スウェーデン、ルーマニア、ポーランド、E P O、P O T

② 13 項目

公報発行国, 公報の種類, 公報番号, 出願番号, 出願日, 公報発行日, I P C, 優先権主張国, 優先権主張番号, 優先権主張日, 発明者, 出願人, 発明の名称

(3) ソフトウェア

データベースマネジメントシステム (DBMS) および, 既製の検索ソフト (機能的な O S, P P および, フリーワード検索, I P C 検索等の応用プログラム) に対して特に興味を示し, 最新のシステムが協力の目玉になると強調していた。

(4) ハードウェア

① C P U について

当初の出願は 2 万件と予想しているが, 今後増加することが予測されるし, 公衆の利用についても, システムが普及すれば, 利用者が大巾に増加すると予想されるので C P U の処理速度はそれに充分に応えられるものであることを要望する。

② M T 装置について

データの編集等のワークとして必要な台数が確保されることを希望する。

(5) オンラインサービス

各省専利担当部署 (西安等) に端末機を設置して検索の全国ネットワークを建設することが重要課題である。

データ入力および修正も端末機からオンラインでやりたい。

なお, 通信回線の質は, 北京と主な省間は満足できると考えているとのことである。

(参考) 別途の情報による公衆通信回線の質について

北京 — 上海 (人民銀行)

北京 — 瀋陽 (第一機械部)

間でオンラインが実用されている。

6. 西独の協力の現状

1983年に西独連邦経済協力省が中心となって西独と中国との間で政府間ベースの次のような内容の協力協定が締結された。

(イ) 協力実施期間 84年～88年(5ケ年)

(ロ) ハード面の協力

専利局事務処理システム(ソフト及びコンピュータを含む)の提供

専利局内の電話ネットワークの提供

複写機の提供

(ハ) 研修面の協力

専利局への専門家の派遣と、専利局からの研修生の受け入れ。

専利局の業務は、出願の受付、公報の作成、登録までの事務処理と実体審査のための業務に分けられるが、西独の協力は、専ら事務処理に限られている。

専利局では、事務処理システムをSub 1、実体審査のためのサーチ業務用システムをSub 2と呼んでいるが、西独の協力によるSub 1は、85年4月の出願受付開始に合わせて稼働する予定でありSub 2についての日本の協力に期待を寄せている。

7. 本格調査実施上の留意事項

今回の事前調査を通じ中国側が専利法の施行をひかえ、人材の養成文献検索システム用の先端のハードウェアおよび、ソフトウェアを導入し、全国ネットワークの特許情報検索システムを急務として、特許業務の機械化を図る計画であることが確認された。

特許業務機械化の目的が専利局内の審査業務、事務処理業務および専利局外への特許情報サービスの効率向上にあることに留意して、新しく導入するハードウェアおよびソフトウェアについてアドバイスする必要がある。

従って、本格調査の内容は、特許情報検索システムの構築を中心とする専利局の特許業務の機械化に対するハード、ソフト、運用および審査業務(審査、資料管理等)面でのアドバイスを行う為に必要な具体的事項の調査、確認と現地での報告にある。そこで本格調査実施にあたっては、事前調査結果に基づき下記の点に留意したい。

(1) 本格調査の目的が特許情報検索システム開発の為に基本計画及び基本設計の作成にあたることを十分に認識する。

従って次の事項に関して明確にしなければならない。

(a) 現行業務内容、業務目的および人材育成計画

- (b) システムの目的, 役割, 機能
 - (c) 必要なハードウェア
 - (d) 必要なソフトウェア
 - (e) システムの導入計画
 - (f) 保守体制, 消耗品の補充等の維持, 管理計画
- (2) システム開発は当該業務における処理内容, 取り扱うデータの量および質により開発規模, 開発予算が極めて変動しやすいという事を十分に認識する。
- (3) 業務環境の変化によるシステムのライフサイクルの変化を考慮して調査にあたる。
- (4) 効率良く調査を実施する為に実際にシステムを利用する部署および運用部署の意見が十分に反映されるような体制を整えるよう要請する必要がある。
- (5) 現地調査に先立ち国内において次の作業を行い, 現地作業が円滑に進められるよう準備する。
- (a) 国内に存在する本格調査に関する資料を可能な限り収集し十分に検討, 整理する。
 - (b) 現地調査の項目, 方法を十分に検討, 整理し現地作業を効率的に進める為のワークシートを作成する。

8 協力の意義

1 今回の調査で明らかになった点

今回の調査で以下の項目が明らかになった。

- (1) 中国においては, 今年4月1日に中国専利法が施行され, それに伴い中国内及び世界各国からの特許等出版について審査をする必要に追られている。
- (2) 中国専利局(現有審査官数200名余り, 倍増計画中)では審査資料として不可欠な世界の特許文献を日本, 米国, 西独等主要8カ国, 2国際機関よりすでに収集しており, 収集した各国の特許情報を中国語の抄録の形に加工する作業を進めている。
- (3) 現在までに発行された世界の特許文献は約3000万件と言われている中で, 中国専利局において多量の特許情報の中から必要な特許情報を選択して審査を効率的に行い, また中国国内の各機関が必要とする特許情報を円滑に供給するためには, コンピュータを利用した検索システムの採用が不可欠である。
- (4) 日本は毎年世界の特許情報の過半数を発行しており且つ漢字を有していることから, 中国政府は日本に対して本件システムの協力について焦眉の急として求めてきたものである。

2 協力の意義

中国専利局での特許検索システムを開発することは以下に述べる意義がある。

(1) 中国側にとっての意義

- (イ) 中国へ特許出願をする外国人の権利を保護することにより諸外国なかんづく自由主義諸国からの先進技術の導入を促進し、もって中国国内産業の発達に寄付することを主眼として制定され、1985年4月1日に施行される専利法(中国特許法)の円滑な運用を図ることができる。
- (ロ) 中国国内の研究者、技術者等の研究開発関係者及び特許情報管理関係者が、精度の高い特許情報検索を簡便に行うことができるようになるまで、多量の特許情報の中で無用の混乱を生じることなく研究、技術開発が促進され、中国国内の産業の発達を促すことができる。
- (ハ) 中国専利局の審査官が迅速で精度の高い特許情報検索を行うことができるようになるので、特許出願があったものについて審査請求があり次第早期に適正な特許権を付与することができる、出願の滞貨を未然に防止することができる。
- (ニ) これまで中国が世界各国から収集した貴重な特許情報を最も効率的な方法で有効に活用することができ、特許情報の収集に当たって援助協力をしてきた関係各国及び世界知的所有権機関(WIPO)等の国連専門機関の好意と協力に報いることができる。

(2) 日本側にとっての意義

- (イ) 中国政府が重視している工業所有権の分野における対中国協力を通じて日本と中国との関係の一層の緊密化を図ることができる。
- (ロ) 中国専利局において迅速で精度の高い情報検索が行われるようになることにより、中国へ特許出願した日本の出願人が審査請求後早期に安定した特許権を得ることができ、民間ベースによる技術交流・技術協力がより一層促進されることが期待できる。
- (ハ) 日本語と中国語との間の言語上の類似性に基づき、日本の漢字データベースによる特許情報検索システムの開発の経験を有効に利用して対中国協力を行うことができる。
- (ニ) これまで日本から中国専利局へ提供してきた日本の特許文献が有効に活用されることになり、これまでの対中国協力を実のあるものとすることができる。

付録1 団 員 構 成

中華人民共和国特許情報検索システム開発計画事前調査

(1 月 10 日 ~ 1 月 19 日)

氏 名	所 属	担 当
鈴木 孝 男	国際協力事業団 鉦工業計画調査部鉦工業計画課長	団 長
張 谷 雅 人	通商産業省 特許庁 総務部電子計算機業務課	特許行政
瀬 戸 比呂志	通商産業省 技術協力課総務班長	技術協力行政
喜多村 裕 介	国際協力事業団 鉦工業計画調査部工業調査課	業務調整
神 野 眞	(財)日本特許情報センター システム部長	システム分析
岡 田 裕 司	(財)日本特許情報センター システム部	特許情報サービス
春 山 伴 憲	(財)日本特許情報センター システム部	システムエンジニア

付2 調査日程

日順	月日	曜日	行	程	交通手段	宿泊地	甲・乙地等別		調査内容	参考
							日当	借泊		
1	1/10	木	東京	17:00 PA015 22:35 → 北京	航空機	北京	丙	丙	往路	
2	11	金			車	"	"	"	JICA事務所・大使館との打合せ 午後 中国専利局との打合せ	
3	12	土		北京 → 西安 列車	車・列車	"	"	"	中国専利局との打合せ	
4	13	日		西安	列車・車	西安	"	"	移動	
5	14	月			車	"	"	"	陝西専利管理局 視察及び打合せ	
6	15	火	西安	CA2101 → 北京	航空機車	北京	"	"	(午前) 陝西専利管理局との打合せ (午後) 移動	
7	16	水			車	"	"	"	中国専利局との実施細則協議	
8	17	木			車	"	"	"	"	
9	18	金			車	"	"	"	"	及び実施細則署名
10	19	土	北京	14:30 JL786 20:35 → 東京	車	-	"	-	JICA事務所結果報告 復路	

付3 主たる面談者

氏名	所 属
黄 坤 益	中国專利局 局長
田 巨 生	“ 副局長
沈 尧 曾	“ “
楊 采 良	“ 文献服務中心 処長
李 春 富	“ 国際合作処 処長
弋 方 富	陝西省科学技術委員会專利管理局 局長
顧 路 祥	陝西省專利服務中心
嶺 俊	中国鉄道部科学研究所電子計算技術研究所 部長
王 毓 仁	“ 副主任
刘 永 翔	中国国家科学技術委員会、国際科技合作局 工程師
段 瑞 春	“ “ 工程師

中華人民共和國
特許情報検索システム開発計画調査実施細則

日本国国際協力事業団

中華人民共和國專利局

この実施細則は下記の二機関により合意されるものである。

日 本 国

国 際 協 力 事 業 団

中 華 人 民 共 和 国

専 利 局

この実施細則は下記の二者の署名により確認されるものとする。

1985年1月18日

日 本 国

中 華 人 民 共 和 国

国 際 協 力 事 業 団

専 利 局

調 査 団 長

文 献 服 務 中 心 主 任

鈴木孝男

楊采良

鈴木孝男

楊采良

日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき特許情報検索システム開発計画調査の実施を決定し、1985年1月18日 本計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

中国專利局は中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を行うとともに国際協力事業団が派遣する調査員と協力して本調査の円滑な実施をはかる。

1985年1月18日、日本国政府が中華人民共和国政府へ送じた口上書、及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、国際協力事業団と中華人民共和国中国專利局は協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるに当たって両国政府がとるべき措置等の詳細について本実施細則を定めた。

1. 協力の内容及び範囲

- (1) 日本側は中国側と協力して本計画について技術的、財務的実行可能性調査を実施する。

具体的には、特許法の円滑な実施と特許情報の利用の普及を図るため、内外の特許情報を収集・整備し、特許審査員と公衆に対する特許情報の検索サービスを提供することを目的とした特許情報検索システムの開発計画を策定するものである。

- (2) 日本側は本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し、現地調査業務を通じ技術移転を行う。

- (3) 調査対象機関

対象機関 : 中国專利局

2. 調査の内容

調査は中国における現地調査と日本における屋内調査より構成される。

- (1) 現地調査においては、主として以下の業務を行う。

①中国專利局における情報処理及び情報処理関連産業に関する現状分析及将来動向の把握

②特許業務の現状分析

(i) 組織及び機能

(ii) 特許情報の保有・整理状況

- (iii) 特許の申請件数の見通し
- (iv) 特許事務の現状
- (v) 特許情報の利用実態
- (vi) その他関連事項（システム開発要員状況等）
- ㉔コンピュータ・ハードウェアに関する調査
- ㉕中国 専利局における特許情報処理システムにおける現状及び将来構想
 - (i) 組織及び機能
 - (ii) 特許情報の利用の将来計画
 - (iii) その他関連事項
- (2) 日本国における国内調査においては、中国における現地調査の結果を踏まえ、以下の項目について検討、分析を行ない本計画をとりまとめる。
 - ①特許情報検索システムの機能と内容
 - ②ハードウェアの構成
 - (i) コンピュータ・ユニット
 - (ii) 設置場所
 - (iii) 付帯設備（空調、フリーアクセス等）
 - (iv) 付属用品
 - ③ソフトウェアの構成
 - (i) ベーシックソフトウェア
 - (ii) アプリケーションソフトウェア
 - ④開発スケジュール
 - ⑤教育・訓練計画
 - ⑥所要資金計画
 - ⑦実施上の留意点

3. 調査期間及び工程

- (1) 調査の期間は別表1のとおり、1985年3月から1985年10月までのおおむね8ヶ月間とする。
- (2) 調査の工程はおおむね以下のとおりである。
 - ①現地調査を1985年3月下旬までに終了する。
 - ②1985年10月中旬を目途に本計画の最終取りまとめを行なう。

4. 報告書

国際協力事業団は下記の日本文による報告書を中国專利局に提出する。

- (1) 現地調査報告書 (各10部)
現地調査終了時に提出する。
- (2) 最終報告書(案) (各10部)
特許情報検索システム開発計画案を内容とするもので、1985年7月上旬に提出する。
- (3) 最終報告書 (各30部)
最終報告書(案)に対する中国專利局の意見を受けた後、2ヶ月半以内に提出する。

5. 中華人民共和國側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和國において施行されている法律及び規則に従い以下の措置を取る。

- (1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれらに係る全ての経費負担
- (2) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の提供及び宿舎のあつせん
(但し、調査サイトにおいて通常の方法で借り上げが困難な場合は宿舎の無償提供)
- (3) 現地調査のために必要な運送の無償提供
- (4) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車輦及び船艇等の手配(但し、通常の方法で借り上げが困難な車輦及び船艇等については運転手等を含め無償提供)
- (5) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負担
- (6) 現地調査のために必要な諸許可の手續きの実施
- (7) 調査のために必要な資料及び情報の提供
- (8) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- (9) 現地調査期間中の調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- (10) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (11) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (12) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手續き
- (13) その他軽微な資機材等一部経費の負担
- (14) 調査対象機関における調査協力体制の整備
①局長クラスをヘッドとした「システム開発委員会」を設置し、調査の円滑な実施に必要な協力を行うこととする。

(2)「システム開発委員会」は、調査団の訪中までに2.(1)①及び②に関連する事項についての資料を整理しておくこととする。

6. 日本側がとるべき措置

日本側は調査に当つて以下の措置をとる。

- (1) 日本側は調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費及び医療費等の経費負担(上記5(2)、(4)の中国側が負担する場合を除く。)
- (2) 日本から持ち込む資機材の日本から中国までの往復輸送費の負担
- (3) 上記4の報告書の提出

7. 本実施細則に定めていない事項については本調査期間中両者協議して定めるものとする。

別表 1

調査期間及び工事量(予定)

		1985年											
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
見	地 測 査		■										
	現地報告書の提出		△										
	最終報告書案作成			■									
	最終報告書案送付					△							
	最終報告書案説明							■					
	最終報告書作成								■				
	最終報告書送付									△			

中华人民共和国

专利情报检索系统开发计划调查实施细则

中华人民共和国专利局

日本国国际协力事业团

此实施细则是由下列两个单位一致同意的

中华人民共和国专利局

日本国际协力事业团

此实施细则经下列二人签字而确认

一九八五年一月十八日

中华人民共和国

专利局

文献服务中心主任

杨采良

日本国

国际协力事业团

调查团长

铃木孝男

日本政府根据中华人民共和国的建议，决定对中国专利情报检索系统开发计划进行调查，并于一九八五年一月十八日与中华人民共和国政府就上述计划调查的实施交换了照会。

日本国际协力专业团为日本政府进行技术合作的执行机构，将按照日本国现行法律和规章进行该项调查。

中国专利局是中华人民共和国政府进行本调查的执行机构，将按照中华人民共和国的现行法律和规章，负责中国有关部门间的协调工作，并与日本国际协力专业团派遣的调查团进行合作，以便顺利地实施本调查。

一九八五年一月十八日，根据日本国政府致中华人民共和国政府的照会和中华人民共和国政府对照会的复照，日本国际协力专业团和中国专利局对合作的内容、范围、调查日程以及两国政府为推进本项合作应采取的具体措施等问题，特制订本实施细则：

1、合作的内容及范围

(1) 日方与中方合作，对本计划进行技术上、财务上的可行性进行调查。

具体地说，为谋求专利法顺利实施和专利情报的普及利用而进行收集和整备国内外专利情报，以便向专利审查员和公众提供专利情报检索服务，因此，制定专利情报检索系统的开发计划：

(2) 在进行本项目的调查过程中，日方将通过现场调查，向中国方面参加调查的专业人员传授技术。

(3) 调查对象机关

对象机关：中国专利局

2、调查内容

本调查包括在中国的现场调查和在日本国内的调查。

(1) 现场调查主要进行以下工作：

① 分析、了解中国专利局的情报处理及与情报处理有关产业的现状和未来的动向。

② 分析专利工作现状

(I) 组织及其作用

(II) 专利情报的拥有和整理状况

(III) 预测专利申请件数

(IV) 专利工作现状

(V) 专利情报利用现状

(VI) 其它有关事项 (系统开发工作人员情况等)

③ 调查有关计算机部件

④ 中国专利局的专利情报处理系统的现状及将来的设想。

(I) 组织及其作用

(II) 专利情报利用的远景计划

(III) 其它有关事项

(2) 在日本国内调查，将根据中国现场调查的结果，对以下的项目进行研究、分析，归纳出本计划。

① 专利情报检索系统的作用和内容

② 计算机部件构成

(I) 计算机部件

- (II) 设置场所
- (III) 附加设备(空调、活动地板等)
- (IV) 附件

③ 计算机软件构成

- (I) 基本软件
- (II) 应用软件

④ 开发程序

⑤ 教育、培训计划

⑥ 所需资金计划

⑦ 实施上的注意事项

3、调查日期和程序

(1) 调查日期如附表 1, 从 1985 年 3 月至 1985 年 10 月, 约八个月

(2) 调查程序大致如下:

- ① 现场调查于 1985 年 3 月下旬结束。
- ② 1985 年 10 月中旬进行本计划最后汇总。

4、报告书

国际协力事业团向中国专利局提交以下日文报告书

(1) 现场调查报告书 (各 10 份)

现场调查结束时提交

(2) 最终报告书(草案) (各 10 份)

以专利情报检索系统开发计划方案为内容, 于 1985 年 7 月上旬提交

(3) 最终报告书

(各 3 0 份)

接到中国专利局对最终报告书 (草案) 的意见后, 2 个半月内提交。

5、中国方面应采取的措施

为了使现场调查顺利进行, 中万将根据中华人民共和国现行法律和规章, 采取以下措施:

(1) 配备中万专业人员、行政人员和作业工人, 负责上述人员与调查工作有关的全部经费。

(2) 在进行现场调查时, 无偿提供必要的工作场所以及桌、椅等物品, 安排调查团成员的宿舍 (如在调查现场, 难以用通常租赁方法解决宿舍时, 则由中万无偿提供宿舍)。

(3) 为进行现场调查, 无偿配备所需翻译人员。

(4) 为进行现场调查, 联系飞机、火车、车辆及船舶等交通工具 (如用通常租赁方法难以解决车辆和船舶时, 则由中万无偿提供交通工具和司机)。

(5) 为进行现场调查, 提供中国国内电话设备并负担其相应的费用。

(6) 办理现场调查所必须的各种批准手续。

(7) 提供和调查项目有关的信息和资料。

(8) 允许日方人员将和调查项目有关的资料由中国送回日本。

(9) 负责为现场调查期间生病或受伤的调查团员安排医院进行治疗。

(10) 保障调查团成员在现场调查期间的安全。

(11) 负担从日本带进中国的资料、器材在中国国内的运费。

(12) 办理从日本带进中国的资料和器材的入关和出关手续。

(13) 负担其它轻微的资料和器材等部分经费。

(14) 健全调查对象机关的协作体制。

① 设置以局长级人员为首的“系统开发委员会”，协助顺利进行调查。

② “系统开发委员会”直至调查团访华前，事先准备好2(1)①及②各项的有关资料。

6、日方应当采取的措拖

日方根据调查的需要采取以下措施：

(1) 负担日方调查团成员的技术费、国际旅费、现场调查期间的食宿费，中国境内交通费及医疗费等各项经费(上述5条(2)、(4)款中规定甲方负担的部分除外)。

(2) 负担从日本带进中国的资料和器材从日本至中国之间往返运费。

(3) 提交上述第4条规定的报告书。

7、本实施细则中未规定的争项，由双方在进行调查期间另行商定。

调查时间及程序 (寸尺)

		1985年											
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
观	测		■										
提交	观测报告草案		△										
寄出	观测报告草案												
送还	观测报告草案						△						
取	观测草案的说明												
写出	观测报告												
送还	观测报告												

外国の法令

中華人民共和國特許法

1984年3月12日、第6期全国人民代表大会

常務委員会第4回会議で採択された

特許庁 糸山文夫(訳)

目 次

第1章 総 則	(第1条-第21条)
第2章 特許権付与の要件	(第22条-第25条)
第3章 特許出願	第26条-第33条)
第4章 特許出願の審査及び認可	(第34条-第44条)
第5章 特許権の存続期間、消滅及び無効	(第45条-第50条)
第6章 特許の強制実施許諾	(第51条-第58条)
第7章 特許権の保護	(第59条-第66条)
第8章 附 則	(第67条-第69条)

第1章 総 則

第1条

発明創造の特許権を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の応用を図りやすくし、科学技術の発展を促進し、社会主義現代化建設の需要に適應するため、特に、この法律を制定する。

第2条

この法律で発明創造とは、発明、実用新案及び意匠をいう。

第3条

中華人民共和國特許局は、特許出願を受理及び審査し、この法律の規定を満した発明創造に

ついて特許権を付与する。

第4条

特許出願をした発明創造が国家の安全及び重大な利益に係り、秘密保持をする必要があるときは、国家の関係規定により処理する。

第5条

国家の法律、社会の公徳に違反又は公共の利益を害する発明創造については、特許権を付与しない。

第6条

その単位の任務を遂行し又はその単位の物質的条件を主に利用して完成した職務発明創造、特許出願の権利は、その単위에帰属する。非職務発明創造、特許出願の権利は、発明者又は創作者に帰属する。出願が認可された後、全民所有制単位が出願をしたものは、特許権はその単位の公有に帰する。集団所有制単位又は個人が出願をしたものは、特許権はその単位又は個人の所有に帰する。

中国国内の外資企業及び中外合資企業の従業者が完成した職務発明創造、特許出願の権利は、その企業に帰属する。非職務発明創造、特許出願の権利は、発明者又は創作者に帰属する。出願が認可された後、特許権は、出願した単位又は個人の所有に帰する。

特許権の所有者及び公有者は、特許権者という。

第7条

発明者又は創作者の非職務発明創造の特許出願については、いかなる単位又は個人も妨害することができない。

第8条

2以上の単位の協力又は1の単位がその他の単位から委託を受けた研究、創作の任務により完成した発明創造、特許出願の権利は、別段の協議があるものを除き、完成し又は共同して完成した単位に帰属する。出願が認可された後、特許権は、出願した単位の所有又は公有に帰する。

第9条

2以上の出願人がそれぞれ同一の発明創造の特許出願をしたときには、特許権は、最先の出願人に付与する。

第10条

特許出願権又は特許権は、譲渡をすることができる。

全民所有制単位が特許出願権又は特許権を譲渡するときには、上級主管機関の認可を受けなければならない。

中国の単位又は個人は、外国人に特許出願権又は特許権を譲渡するときには、国务院関係主

管部門の認可を受けなければならない。

特許出願権又は特許権を譲渡するときには、当事者は、書面での契約を締結し、特許局が登録及び公告をしなければ効力を生じない。

第 11 条

発明及び実用新案の特許権が付与された後、第 14 条に規定したものを除き、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得なければ、その特許を実施することができない。即ち、生産経営を目的として、その特許製品の製造、使用若しくは販売、又はその特許方法の使用をすることができない。

意匠の特許権が付与された後、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得なければ、その特許を実施することができない。即ち、生産経営を目的として、その意匠の特許製品の製造又は販売をすることができない。

第 12 条

いかなる単位又は個人も他人の特許を実施するときには、第 14 条に規定したものを除き、書面での契約を締結し、特許権者に特許使用料を支払わなければならない。

被許諾者は、契約条項で認められたものを除き、いかなる単位又は個人にもその特許を実施させる権利を有しない。

第 13 条

発明の特許出願が公開された後、出願人は、その発明を実施する単位又は個人に適当な対価の支払いを請求することができる。

第 14 条

国务院関係主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府は、国家計画に基づき、その管内又は管轄の全民所有制単位の公有する重要な発明創造の特許を指定の単位が実施することを認可する決定権を有し、実施単位は国家の規定により特許権の公有単位に使用料を支払う。

中国の集団所有制単位及び個人の特許が、国家の利益又は公共の利益にとって重大な意義を有し、応用を図る必要があるときには、国务院関係主管部門は、国务院に報告し認可された後、前段の規定を準用して処理する。

第 15 条

特許権者は、その特許製品又はその製品の包装上に、特許記号及び特許番号を表示する権利を有する。

第 16 条

特許権の所有単位又は公有単位は、職務発明創造の発明者又は創作者に対して、報奨を与えなければならない。発明創造の特許が実施された後、その応用を図る範囲及び取得した経済収益に基づき、発明者又は創作者に対して報奨を与える。

第 17 条

発明者又は創作者は、特許書類中に、自己が発明者又は創作者であることを明記する権利を有する。

第 18 条

中国国内に通常の居所若しくは営業所を有していない外国人、外国企業又は外国のその他の組織は、中国で特許出願をするときには、その所属する国が中国と締結した協定若しくは共に加盟している国際条約に従い、又は互恵の原則に従って、この法律に基づき処理をする。

第 19 条

中国国内に通常の居所若しくは営業所を有していない外国人、外国企業又は外国のその他の組織は、中国で特許出願及びその他の特許事務手続をするときには、中華人民共和国国務院指定の特許代理機構に手続を委任しなければならない。

中国の単位又は個人は、国内で特許出願及びその他の特許事務手続をするときには、特許代理機構に手続を委任することができる。

第 20 条

中国の単位又は個人は、国内で完成した発明創造を外国へ特許出願するときには、先に特許局へ特許出願をし、国務院関係主管部門の同意を得た後、国務院指定の特許代理機構に手続を委任しなければならない。

第 21 条

特許出願が公開又は公告される前、特許局職員及び関係者は、その内容について秘密保持の責任を負う。

第 2 章 特許権付与の要件

第 22 条

特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を有していなければならない。

新規性とは、出願日以前に同一の発明又は実用新案が国内外の出版物の公けに発表され、国内で公けに使用され又はその他の方式で公然知られたことがなく、同一の発明又は実用新案が他人により特許局へ出願され、かつ出願日以後に公開及び公告された特許出願書類に記載されていないものをいう。

創造性とは、出願日以前の既存の技術と比較して、その発明が突出した実質的特徴及び顕著な進歩を有し、その実用新案が実質的特徴及び進歩を有していることをいう。

実用性とは、その発明又は実用新案が十分に製造又は使用され得ることができ、かつ積極的な果効を十分に得られることをいう。

第 23 条

特許権を付与する意匠は、出願日以前に国内外の出版物に公けに発表され若しくは国内で公けに使用された意匠と同一又は類似でないものでなければならない。

第 24 条

特許出願の発明創造は、出願日以前の 6 月以内に、次に掲げる事由に該当したときには、新規性を喪失しない。

1. 中国政府が開設し又は承認した国際展覧会で、最初に出品したとき
2. 規定の学術会議又は技術会議で、最初に発表したとき
3. 他人が出願人の同意を得ずに、その内容を漏らしたとき

第 25 条

次に掲げる各項のものについては、特許権を付与しない。

1. 科学的発見
2. 知的活動の法則及び方法
3. 病気の診断及び治療方法
4. 食品、飲料及び調味料
5. 医薬及び化学方法により得られる物質
6. 動物及び植物品種
7. 原子核変換の方法により得られる物質

上に掲げた第 4 項乃至第 6 項の製品の製造方法については、この法律の規定に従って、特許権を付与することができる。

第 3 章 特 許 出 願

第 26 条

発明又は実用新案の特許出願をするときには、願書、明細書、その要約書及び権利請求書等の書類を提出しなければならない。

願書には、発明又は実用新案の名称、発明者又は創作者の氏名、出願人の氏名又は名称、住所、及びその他の事項を明記しなければならない。

明細書は、発明又は実用新案について明瞭で、完全な説明をし、その技術分野に属する技術者が確実にその実施をすることができるようにしたものでなければならない。必要なときには、図面を添付しなければならない。

要約書は、発明又は実用新案の技術的要点を簡潔に説明したものでなければならない。

権利請求書は、明細書に基づき、特許保護請求の範囲を説明したものでなければならない。

第 27 条

意匠の特許出願をするときには、願書及びその意匠の図面又は写真等の書類を提出し、かつその意匠を使用する製品及びその属する区分を明記しなければならない。

第 28 条

特許局が特許出願書類を受付けた日を出願日とする。出願書類が郵送のときは、郵便物の通信日付印の日を出願日とする。

第 29 条

外国の出願人は、同一の発明若しくは実用新案を外国で最初に特許出願した日から 12 月以内、又は同一の意匠を外国で最初に特許出願した日から 6 月以内に、中国で特許出願するときには、その所屬する国が中国と締結した協定若しくは共に加盟している国際条約に従い、又は相互に承認した優先権の原則に従って、優先権を享有することができる。即ち、外国で最初に特許出願した日を出願日とする。

出願人が優先権を主張し、第 24 条に掲げる事由に該当したときには、優先権の期間は、その事由が生じた日から起算する。

第 30 条

出願人は、優先権を主張するときには、出願時に証明書を提出し、外国で出願した出願日及びその出願を受理した国家を明記し、かつ 3 月以内に、その国の受理機関が証明したその出願書類副本を提出しなければならない。証明書が提出されなく又は期間が経過して書類が提出されないときには、優先権を主張しないものとみなす。

第 31 条

1 の発明又は実用新案の特許出願は、1 の発明又は実用新案に限られなければならない。1 の発明構想に属する 2 以上の発明又は実用新案は、1 の願書で出願をすることができる。

1 の意匠の特許出願は、1 種の製品に使用する 1 の意匠に限られなければならない。同一区分でかつ一組として販売又は使用される製品の 2 以上の意匠は、1 の願書で出願をすることができる。

第 32 条

出願人は、特許権を付与される前においては、その特許出願を取下げることができる。

第 33 条

出願人は、その特許出願書類について補正をすることができる。ただし原明細書に記載した範囲を超えることはできない。

第 4 章 特許出願の審査及び認可

第 34 条

特許局は、発明の特許出願を受付けた後、予備審査でこの法律の要件を満たしたと認めるときには、出願日から18月を経過して、公開する。特許局は、出願人の請求に基づき、その出願を早期に公開することができる。

第35条

発明の特許出願の日より3年以内においては、特許局は、出願人の請求に基づき、その出願について実体審査を行うことができる。出願人が正当な理由なく期間を経過して実体審査を請求しないときには、その出願は取下げたものとみなす。

特許局は、必要と認めるとき、自から発明の特許について実体審査を行うことができる。

第36条

発明の特許出願人は、実体審査を請求するとき、請求日前に、その発明に関する参考資料を提出しなければならない。

発明の特許が既に外国で出願されている場合、出願人は、実体審査を請求するときには、その国がその出願の審査で検索した資料又は審査結果の資料を提出しなければならない。正当な理由なく提出されないときには、その出願は取下げたものとみなす。

第37条

特許局は、発明の特許出願について実体審査を行った後、この法律の規定を満たさないと認めるときには、出願人に通知し、その指定期間内に、意見を陳述させ、又はその出願について補正をさせなければならない。正当な理由なく期間が経過して答弁をしないときには、その出願は取下げたものとみなす。

第38条

発明の特許出願は、出願人が意見を陳述し又は補正をした後、特許局が依然としてこの法律の規定を満たさないと認めるときには、拒絶をされなければならない。

第39条

発明の特許出願が実体審査で拒絶の理由を発見されないときには、特許局は、公告の決定をし、かつ出願人に通知をしなければならない。

第40条

特許局は、実用新案及び意匠の特許出願を受付けた後、予備審査でこの法律の要件を満たすと認めるときには、実体審査を行わず、公告し、かつ出願人に通知をする。

第41条

特許出願は、公告の日から3月以内に、何人もこの法律の規定に従い、その出願について異議の申立をすることができる。特許局は、異議申立書副本を出願人に送達し、出願人は、異議申立書副本を受取った日から3月以内に、答弁書を提出しなければならない。正当な理由なく期間を経過して、答弁書を提出しないときには、その出願は、取下げたものとみなす。

第 42 条

特許局は、審査をして異議申立の成立を認めるときには、出願拒絶の決定をし、異議申立人及び出願人に通知をしなければならない。

第 43 条

特許局は、特許再審委員会を設置する。出願人は、特許局の出願拒絶の決定について不服があるときには、通知を受取った日から 3 月以内に、特許再審委員会に再審を請求することができる。特許再審委員会は、再審を行った後、決定をし、かつ出願人に通知する。

発明の特許の出願人は、特許再審委員会がした再審請求却下の決定について、不服があるときには、通知を受取った日から 3 月以内に、人民法院へ起訴をすることができる。

特許再審委員会が出願人の実用新案及び意匠に関する再審請求についてした決定は、最終決定とする。

第 44 条

特許出願について、異議の申立がなく又は審査で異議申立が成立しないときには、特許局は、特許権を付与する決定をし、特許証を交付し、かつ関係事項の登録及び公告をしなければならない。

第 5 章 特許権の存続期間、消滅及び無効

第 45 条

発明の特許権の存続期間は、15 年とし、出願日より起算する。

実用新案及び意匠の特許権の存続期間は、5 年とし、出願日より起算し、期間の満了前、特許権者は、3 年の期間延長を申請することができる。

特許権者が優先権を享有するときには、特許権の存続期間は、中国で出願した日より起算する。

第 46 条

特許権者は、特許権を付与された第 1 年から特許料を納付しなければならない。

第 47 条

次に掲げる事由に該当したときには、特許権は、存続期間の満了前に消滅する。

1. 規定による特許料を納付しないとき
2. 特許権者が書面でその特許権の放棄を表明したとき

特許権の消滅は、特許局が登録及び公告をする。

第 48 条

特許権が付与された後、いかなる単位又は個人もその特許権の付与がこの法律の規定を満していないと認めるときには、特許再審委員会がその特許権の無効を宣言することを請求できる。

第 49 条

特許再審委員会は、特許権無効の宣言の請求について審査を行い、決定をし、かつ請求人及び特許権者に通知をする。特許権無効を宣言する決定は、特許局が登録及び公告をする。

特許再審委員会がした発明の特許権無効の宣言又は発明の特許権維持の決定について不服があるときには、通知を受取った日より3月以内に、人民法院へ起訴をすることができる。

特許再審委員会が実用新案及び意匠の特許権無効の宣言の請求についてした決定は、最終決定とする。

第 50 条

無効を宣言した特許権は、初めから存在しなかったものとみなす。

第 6 章 特許の強制実施許諾

第 51 条

特許権者は、自から中国でその特許製品を製造、その方法特許を使用するか又は他人に許可して中国でその特許製品を製造、その方法特許を使用させる義務を負う。

第 52 条

発明及び実用新案の特許権者は、特許権が付与された日から3年を経過しても、正当な理由なく第51条に規定する義務を履行しないときには、特許局は、実施条件を備えた単位の申請に基づき、その特許権を実施する強制許諾を与えることができる。

第 53 条

特許権を取得した1の発明又は実用新案が先に特許権を取得した発明又は実用新案と比較して、技術上の進歩があり、その実施が先の1の発明又は実用新案を利用して実施されるときには、特許局は、後の1の特許権者の申請に基づき、先の1の発明又は実用新案を実施する強制許諾を与えることができる。

前段の規定に従い、強制実施許諾を与えた事由によって、特許局は、先の1の特許権者申請に基づき、後の1の発明又は実用新案を実施する強制許諾を与えることもできる。

第 54 条

この法律の規定に従い、強制実施許諾を申請した単位又は個人は、合理的条件で特許権者と実施許諾契約を締結できない旨の証明を提示しなければならない。

第 55 条

特許局がした強制実施許諾を与える決定は、登録及び公告をしなければならない。

第 56 条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、専用実施権を享有せず、かつ他人に実施を認める権利を有しない。

第 57 条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、特許権者に合理的な使用料を支払わねばならず、その額は、双方が取りきめる。双方の協議が成立しないときには、特許局が裁定をする。

第 58 条

特許権者は、特許局がした強制実施許諾の決定又は強制実施許諾の使用料に関する裁定について不服があるときには、通知を受取った日より3月以内に、人民法院へ起訴をすることができる。

第7章 特許権の保護

第 59 条

発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、その権利請求の範囲の内容に基づいて定め、明細書及び図面は、権利請求の解釈に用いることができる。

意匠の特許権の保護範囲は、図面又は写真に表示したその意匠の特許製品に基づいて定める。

第 60 条

特許権者の許諾を得ず、その特許権を実施する侵害行為について、特許権者又は利害関係人は、特許管理機関が処理することを要請でき、人民法院へ直接に起訴をすることもできる。特許管理機関は、処理するとき、侵害者に侵害行為の差止、損失の賠償を命令する権限を有する。当事者に不服があるときには、通知を受取った日から3月以内に、人民法院へ起訴をすることができる。期間が満了しても不起訴又は不履行のときには、特許管理機関は、人民法院へ強制執行を要請することができる。

権利侵害の紛争が生じた場合、発明の特許が1製品の製造方法であるとき、同一の製品を製造している単位又は個人は、その製造方法の証明を提示しなければならない。

第 61 条

特許権侵害の訴訟の時効は、2年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知った又は知り得た日から起算する。

第 62 条

次に掲げる事由に該当するときには、特許権の侵犯とみなさない。

1. 特許権者の製造又は特許権者の許可を受けて製造した特許製品が販売された後、その製品を使用又は販売するとき
2. 特許権者の許可を受けずに製造し販売されたものであることを知らずに、特許製品を使用又は販売するとき
3. 特許出願日前に、既に同一の製品を製造し、同一の方法を使用し、又は製造、使用のための必要な準備をし、かつ従前の範囲内で引き続き製造、使用をするとき

4. 単に中国の領土、領海、領空を通過するに過ぎない外国の移動機関は、その属する国が中国と締結した協定若しくは共に加盟している国際条約に従い、又は互恵の原則に従って、移動機関自身の必要のために、その装置及び設備に関する特許を使用するものであるとき

5. もっぱら科学研究及び実験のために関係する特許を使用するとき

第 63 条

他人の特許を侵害したときには、第 60 条の規定に従って処理をする。深刻な情況のときには、直接の責任者に対し、刑法第 127 条の規定を準用して刑事責任を追及する。

第 64 条

第 20 条の規定に違反し、許可を受けず外国へ特許出願し、国家の重要な機密を漏らしたときには、所属単位又は上級主管機関は、行政処分を行う。深刻な情況のときには、法により刑事責任を追及する。

第 65 条

発明者又は創作者の非職務発明創造の特許出願権若しくはこの法律の規定のその他の権益を犯したときには、所属単位又は上級主管機関は、行政処分を行う。

第 66 条

特許局職員及び関係の国家職員が私利で不正をはたらいたときには、特許局又は関係主管機関は、行政処分を行う。深刻な情況のときには、刑法第 188 条の規定を準用して刑事責任を追及する。

第 8 章 附 則

第 67 条

特許局へ特許出願及びその他の手続をするときには、規定に従って手数料を納付しなければならない。

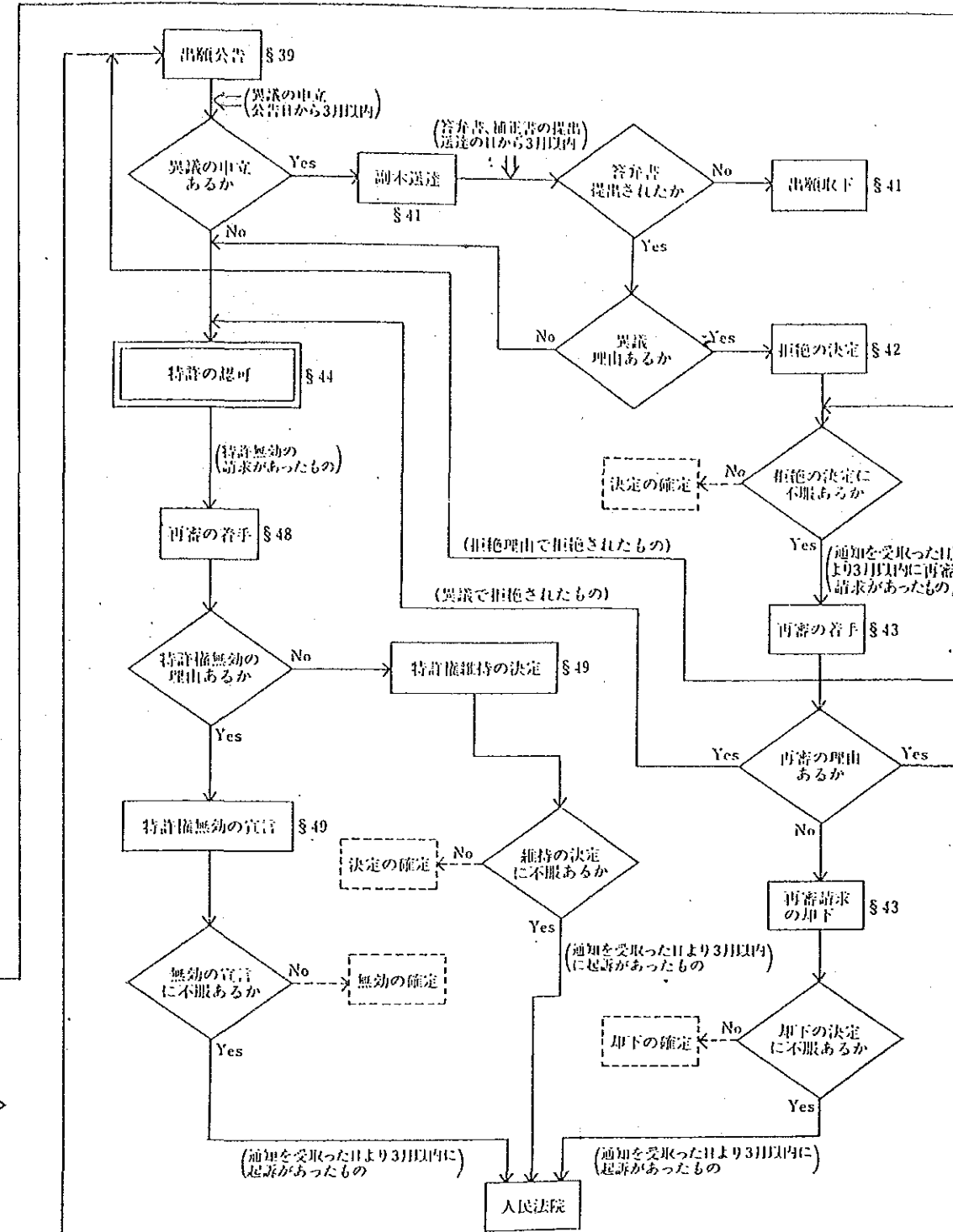
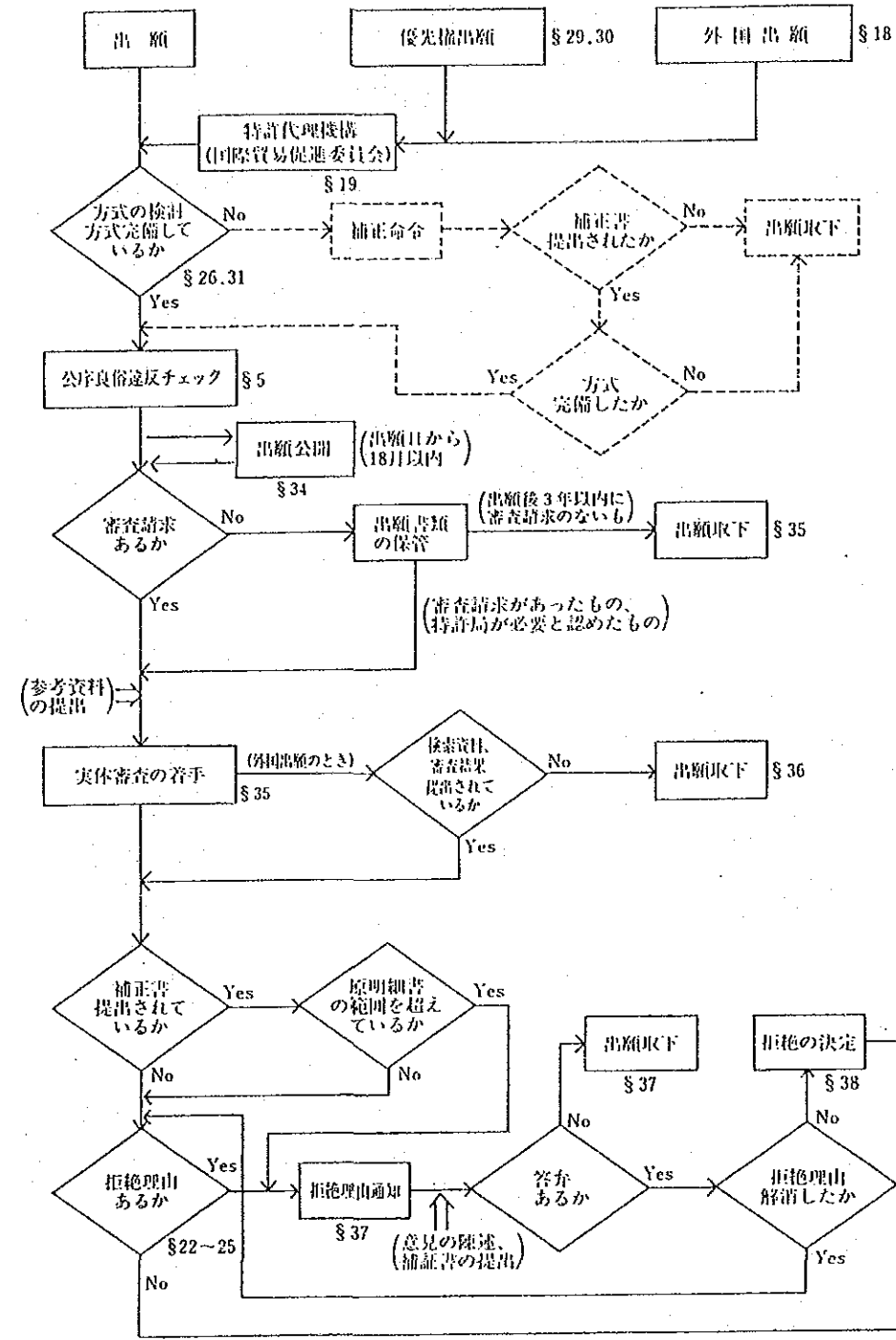
第 68 条

この法律の実施細則は、特許局が制定し、國務院が承認した後に施行する。

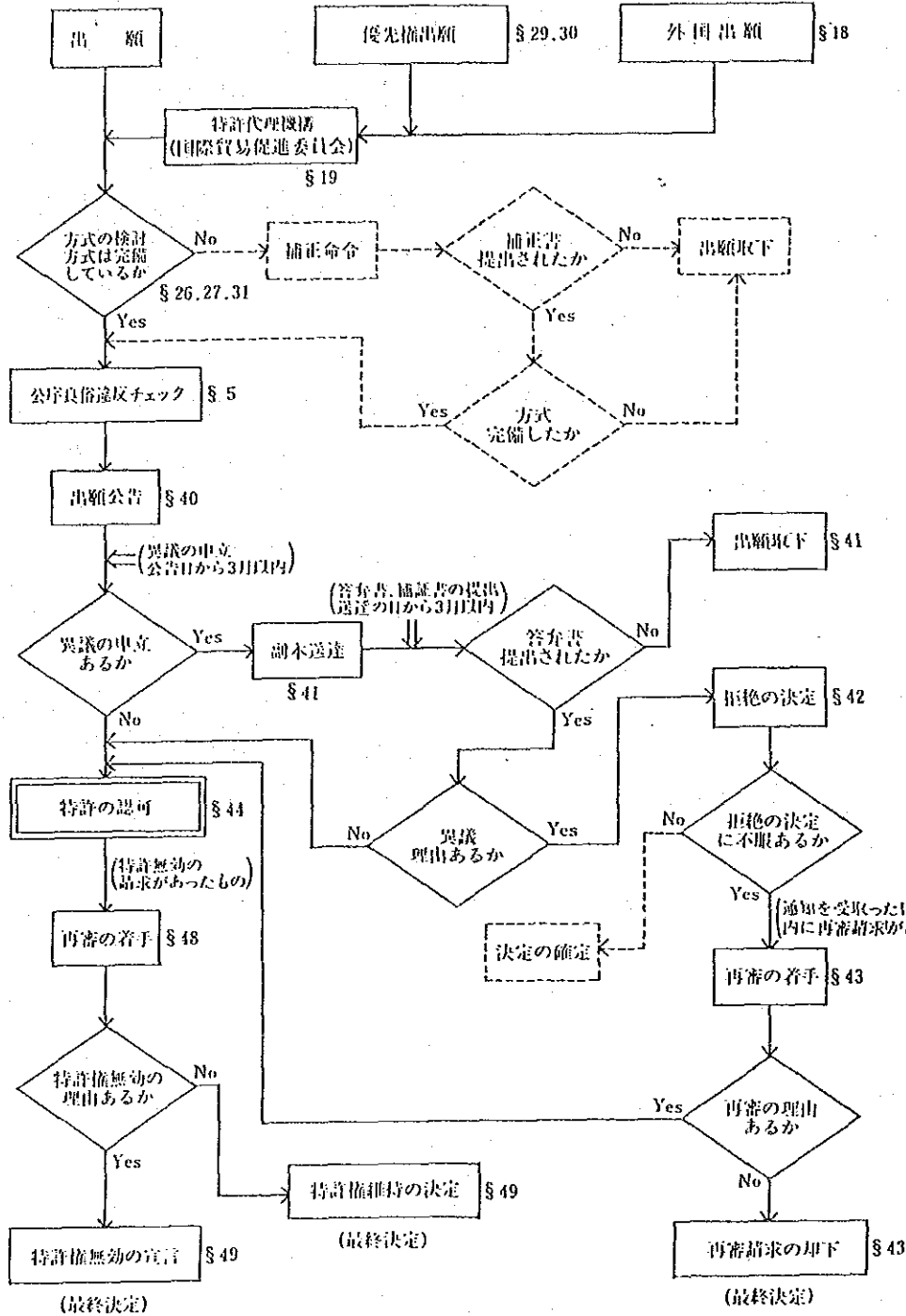
第 69 条

この法律は、1985 年 4 月 1 日から施行する。

発明の審査、再審査の順序 (点線は実施細則が未公布なので不明な部分)



実用新案、意匠の審査、審判の順序 (点線は実施細則が未公布なので不明な部分)



中華人民共和国特許法（草案）に関する説明

中国特許局局長 黄 坤 益

特 許 庁 糸 山 文 夫（訳）

第6期全国人大常務委員会の第4回会議を通過し、かつ公布された「中華人民共和国特許法」は、予定期間に制定できるように討論が度重ねられ、各方面の意見を十分に聴取した。

1983年12月2日、第6期全国人大常務委員会の第3回会議の席上で、中国特許局局長黄坤益は国務院から委任されて、「中華人民共和国特許法（草案）」に関する説明を行った。彼は草案起草の経過を説明する時に、我が国はかつて「発明権及び特許権保障の暫定条例」を公布し、この条例は、1963年に廃止されたと述べた。社会主義近代化建設と対外開放政策の必要性に適応するため、我が国は1978年から特許制度の設立準備を始め、1979年3月に特許法の起草に着手し、1980年1月、国務院は国家科委が提出した「我が国の特許制度設立に関する報告」を承認し、特許局を成立させた。中国特許局等の単位は、特許法の起草過程の中で、色々な形態の国家の特許制度を考察し、数十の国家の特許法資料を参考にし、国内の多数の関係単位の意見を聴集した。国務院は1982年9月、我が国が特許制度を実施する件についての決定を再び提出した。趙紫陽総理は第5期人大第5回会議に提出した「第6次5ヶ年計画に関する報告」の中で、「特許法の制定と実施」を行うべきであると提案した。1983年8月国務院常務会議は「中華人民共和国特許法（草案）」を討論し、かつ原則的には通過させた。

彼は特許制度設立の必要性を語った時に、特許制度は国際上で通用している一種の法律と経済手段を利用して技術進歩を推進する管理制度であると述べた。この制度の基本的内容は特許法に基づき、特許出願の発明について、審査をした後に特許権を与え、同時に特許出願した発明の内容を広く世に公開し、発明創造の情報交換と技術の有償譲渡を進めやすくすることである。発明創造を保護し、奨励し、技術発明の成果の実用化を促進して、外国からの新技術の導入で4つの近代化建設に役立たせるために、我が国は早期に特許法を公布し、特許制度を早急に設立する必要がある。特許制度は技術発明の成果が財産、商品となる歴史的条件によって誕生し、発展したものである。技術発明の成果は、労働の産物であり、発明者の創造的な頭脳労働の結集であり、多くの場合には、試験研究の計器、設備と試験材料等のものが労働、ある種の補助的肉体労働と一体化した結果であるが、決定的な役割を果たしたものは創造的な頭脳労働である。技術発明の成果は生産の中に投入されて生産力に転化し、経済、技術及び社会に効果をもたらすことができる。その具有の価値と使用の価値は、財産として保護されなければならない。

社会主義の条件でも商品生産が存在し、社会主義近代化建設の需要のために、技術発明の成果、このような商品の生産と交換を大きく発展させなければならない。これが我が国の特許制度設立の基本的な理論的根拠である。過去、我が国は、技術発明の成果が国家の所有であることを強調し、いかなる単位も無償で使用できた。このことは、発明者及びその所属単位がその中から経済収益を得られることを不可能にした。これは、一種の“大鍋の中の飯を一緒に食べる（親方日の丸）”的な平均主義の表れであり、多くの大衆と各単位が発明創造を行う積極性を引き出すのに不利なことであった。経済体制の改革を進めて以来、技術有償譲渡を実行し始めても、法律上の保護がないので、工業所有権の紛争や技術の封鎖の現象が常に現れていた。外国人も種々の疑惑を抱いて、競走力をもつ新技術を我々に譲渡するのを拒み、譲渡してもらう時には、高い価格を要求された。当面の経済体制の需要に適應し、社会主義の競争を保護し、目下、我が国の科学技術領域内に存在する平均主義を克服し、技術封鎖を打ち破り、国内外の经济技术交流を発展させ、我が国の経済、技術の進歩を促進させるために、我が国では特許制度設立の必要性が高まっている。この外に、特許制度の本質は工業所有権を認可し、保護することであり、既に公布された「中華人民共和国中外合資経営企業法」と「中華人民共和国商標法」の中では、特許を認可、保護することについて、商標の専有権が明文上に規定されており、このことは、我が国の法律が工業所有権を認可し、かつ保護していることでもある。これは我が国が特許制度を設立する実際上の根拠である。特許制度の設立は技術の交流を押し進め、技術の封鎖を打破するものであるが、全体としてみても有利な面がある。特許制度の一つの重要な特徴はその“公開性”にあり、特許出願の発明は、その主要内容を必ず詳細な説明として記載していなければならない、特許局により公開されるものである。このようにすれば、技術の封鎖を打破しやすくなる。当然のことながら、これだけが特許出願の発明について述べた凡てではない。我々の国内において、技術封鎖の問題を完全に解決するには、さらにその他の面で相応の措置を採らねばならない。特許制度の実施は、我々の手足をしぼる一面も有しており、これは主に外国人が我が国に特許出願し、特許の保護を取得した技術発明の成果を指している。今後は任意に模造し、無償で使用することができなくなり、もし使用する時には、特許権者と実施契約を結び使用料を支払わねばならない。利害得失は、大局的な観点からみると、利益の方が弊害より大きいものである。このような理由で、早急に特許法を公布し、特許制度を設立しなければならない。

特許法（草案）の主要内容について、黄坤益は、特許法は国内法であるが、外国の法律にも関係しており、我が国の国情に適合するだけでなく、国際上で通用している慣例を考慮しなければならないと語った。我が国は一つの発展中の社会主義国家であり、この特徴を必ず考慮し、有効に働かせるようにして、激烈な国際競争の中で自己の利益を保護しなければならない。

特許権について、特許法の核心は特許権の問題であると彼は語った。特許権は一種の財産権

で、排他的なものであり、特許権者の同意を得なければ、その他の者は特許製品を製造、使用及び販売することはできず、又は特許方法を使用することができない。生産資材の公有及び計画経済という我が国のこの二つの基本的特徴を実現させ、国家、集団及び個人のこの種の財産権の関係を良好に処理するために、草案は次のように規定している。従業員がその単位の任務を遂行し又はその単位の物質的条件を主に利用して完成した職務発明創造、特許出願及び取得した特許の権利は、その単位の単位に帰属する。非職務発明創造、特許出願及び取得した特許の権利は発明者又は創造者に帰属する。現代の科学技術発展の実状からみると、職務発明創造が発明創造の中で多数を占めている。そこで、我が国のほとんど多数の特許権は社会主義公有制単位の所有となるものである。草案は、さらに国家計画を遂行する前提として、我が国の全民所有制単位の相互間は取得した特許権の発明創造を使用することを拒絶できないが、しかし他人の特許発明を使用する単位は使用料を支払わなければならないとしている。これは、我が国の社会主義の条件における特許権は相対的排他権を有するだけで、資本主義国家における独占権を形成せず、国家計画に基づかずに売れる製品にだけ一度に殺到して製造するような状況を回避もできる。

特許保護の対象について、発明創造する積極性を引き出すために、草案は特許保護の対象を3種類、発明、実用新案及び意匠と規定していると彼は語った。特許出願の発明については厳格な技術的審査を経なければならない。小発明（即ち、実用新案）及び意匠について積極的に考えることを保護し、奨励するために、特許の保護範囲は実用新案と意匠にまで及ぶようにした。これは製品の種類と様式の多様化を奨励し、人民の生活と日増に増大する需要を満して、輸出競争力を増強することである。我が国は現在の所、科学技術と工業発展の水準が高くなく、その上に特許制度の実施の経験もない点を考慮して、草案は保護する技術分野の制限を厳しくした。これは発展途上国では実施されていることで、我々はしばらく実施をして経験積んだ後に逐次開放するつもりである。科学的発見、病気の診断、治療方法について、草案は特許権を付与しないと規定しており、これらは直接に工業、農業の生産に用いることができないので、特許法の保護範囲に属しないものである。この種の規定は国際慣例に符号している。

発明を機密保持する特許保護について、特許制度の重要な特徴の一つはその公開性で、特許出願された発明は、一般に特許局によって一定期間内に公開されると彼は語った。しかし国家の利益を考慮して、大多数の国家は、国家の安全と重大な利益に及び機密保持する必要がある発明は特許権を与えるけれども、公開しないものである。

発明者の奨励について、発明創造の積極性を奨励するため、発明者に対して給与以外の一定の報奨を与えなければならないと彼は語った。特許権を取得した単位は、発明創造をした個人に報奨しなければならないと草案は規定している。奨励は精神的及び物質的な二つの面を含んでいる。これは発明者の創造的精神に対して褒奨を与え、革新について表彰することである。

この種の奨励は、発明創造は無論のこと、既に実施され或は既に経済収益を得たか否かに係りなく、凡て与えられなければならない。これは特許法（草案）中の規定の奨励と現行のその他の奨励の主要なものが異なる点でもある。特許法と我が国の現行の発明奨励条例とは互に対立したものでなく、両者は区別があり又は連携があり、同時に併存し、相互に補い合うものである。

外国人の特許保護について、我が国が実施する特許制度の主要な目的の一つは、外国の先進技術の導入と外国人が我が国への投資を奨励することを容易にすることであり、この為、外国人がその新しい発明創造が我が国に特許出願するよう奨励しなければならないと彼は語った。主権の維持と国家の利益を考慮して、草案は、外国人が我が国に特許出願をするときには、その所属する国と我が国が締結した協定若しくは共に加盟した国際条約に従い、又は互恵の原則に従って、法に基づいて処理すると規定している。草案は、外国の特許権者は我が国で取得した特許発明について専用権を享有すると規定し、同時に、また彼等は我が国でその特許発明を実施するか或は他人に許可して実施する義務を有しており、我が国への製品の輸出は実施とみなすことができないと規定している。

特許権の侵害の処罰について、特許権侵害犯は一種の財産権侵犯行為であり、多くの国家はこれについて民事上の賠償と刑事上の処罰を与えると規定しており、民事上の賠償だけを規定した国もあると彼は語った。特許権者の権利を有効に保護するために、草案は権利侵害行単について、民事上で賠償をすると規定する以外、さらに深刻な状況で犯罪を構成するときには、法によって刑事上の責任を追及すると規定している。

黄坤益は、特許法は一つの孤立した法規でなく、その実施はその他の関係法規及び管理業務と相互に関連させ、相互に制約があらねばならないと語った。それも思想工作の強化及びさまざまな経済管理体制の改革と密接不可分である。特許制度の設立は一つの重要な経済及び科学技術の管理体制を改革する措置である。それは我が国の经济管理の体質を改造し向上させるのに有利な面がある。

第三卷第七·八号(通卷第一二二二号)

法政周報

別冊付録

文獻

(1)

一九八五年二月十九日

中華人民共和國

特許法實施細則

中華人民共和國專利局

中華人民共和國專利局

(特許局)の公告

(第三号)

『中華人民共和國特許法実施細則』は一九八五年一月十九日、國務院によって承認された。よってここに公布する。本『細則』は一九八五年四月一日から施行する。

とくにここに公告する。

一九八五年一月十九日

中華人民共和國

特許法実施細則

(一九八五年一月十九日 國務院承認)

(一九八五年一月十九日 中國特許局公布)

目次

第一章	總則(第一条~第十五条)	3
第二章	特許出願(第十六条~第三十七条)	4
第三章	特許出願の審査および認可(第三十八条~第六十四条)	6
第四章	特許権の無効宣言(第六十五条~第六十七条)	9
第五章	特許実施の強制許諾(第六十八条~第六十九条)	9
第六章	職務発明・創作の発明者または考案者に対する報奨(第七十条~第七十五条)	9
第七章	特許管理機関(第七十六条~第七十九条)	10
第八章	特許登録および特許公報(第八十条~第八十一条)	10
第九章	料金(第八十二条~第九十条)	11
第十章	付則(第九十一条~第九十六条)	11
附	特許料徴収基準	11

第一章 総則

第一条 「中華人民共和国特許法」(以下、特許法という)第六十八条の定めにもとづき、本細則を制定する。

第二条 特許法でいう発明とは、製品、生産方法またはその改良に於いての新しい技術案を指す。

特許法でいう実用新案とは、生産物の形状、構造またはその結合について出された実用的な新しい技術案を指す。

特許法でいう意匠とは、生産物の形状、図案、色彩またはそれらの結合による美感に富み、かつ工業面での応用に適した新しいデザインを指す。

第三条 特許法および本細則の定める諸手続は、書面の形式でおこなわなければならない。

第四条 特許法および本細則の規定により提出する各種書類は中国語を使用しなければならない。国が統一した科学・技術用語のあるものは、基準用語を採用しなければならない。外国の人名、地名および科学・技術用語で中国語の統一訳語のないものは、原語を明記しなければならない。

らない。

特許法および本細則の規定により提出する各種証書類および証明書類が外国語で書かれている場合は、特許局は指定の期限内に中国語訳を送付するよう求めることができる。

第五条 特許局が郵送する各種書類は、送達地が省および自治区の管轄する市以上の都市である場合は書類発送の日から七日目を、その他の地域の場合は十五日目を受取人が書類を受け取った日と推定する。

出願人が特許局へ郵送する各種書類は、消印の日付を提出日とする。封筒の消印が明瞭でない場合は、出願人が証明書を提出できるものを除き、特許局が受け取った日を提出日とする。

第六条 特許法および本細則に定める各種期限の第一日は期限に算入しない。期限のうち年もしくは月をもって計算されるものは、最終月の相応する日を期限満了日とする。その月に相応する日がない場合は、その月の最終日を期限満了日とする。

期限満了日が法定祝日にあたる場合は、祝日後の最初の業務日を期限満了日とする。

満了日とする。

第七条 出願人、特許権者またはその他の利害関係人は、不可抗力の事由またはその他の正当な理由により、特許法もしくは本細則の定める期限、もしくは特許局の指定期限に間に合わなかった場合、障害のなくなった後一ヵ月以内にかぎり、理由を説明して期限の順延を請求することができる。ただし、特許法第二十条、第二十九条、第四十一条第一文、第四十五条および第六十一条の定める期限は除く。

出願人は、特許局の指定期限の満了前に、正当な理由で期限の延長を要求する場合、関係証明書を添えて特許局に申請しなければならない。

第八条 国防部門の各組織が特許を出願する発明・創作が、国家の安全にかかわる、秘密保持を必要とする場合、その特許出願は国防科学・

技術主管部門の設けた特許機関が受理し、特許局はその機関の審査意見にもとづいて決定をおこなわなければならない。

第九条 前条に定めるものは、特許局は受理した特許出願のうち、秘密保持審査の必要のある出願は國務院関係主管部門に転送して審査を受けなければならない。関係主

管部門はそれを受け取った日から四ヵ月以内に、審査の結果を特許局に通知しなければならない。特許出願の発明・創作のうち秘密保持の必要のあるものは、特許局は秘密保持出願として扱い、その旨を出願人に通知する。

第十条 特許法第六条でいう自己の所属する部門の任務を執行するなかでおこなった職務発明・創作とは、次のものを指す。

一、職務としておこなった発明・創作。
二、所属部門から与えられた職務活動以外の任務を執行するなかでおこなった発明・創作。

三、退職、定年退職もしくは転勤後一年以内におこなった、旧所属部門で担当していた職務活動もしくは与えられた任務と関連のある発明・創作。

特許法第六条でいう所属組織の物質的条件とは、その組織の資金、設備、部品、原材料もしくは外部に公開されない技術資料などを指す。

第十一条 特許法でいう発明者もしくは設計者とは、発明・創作の実質的特徴に創造的な貢献をした者を指す。発明・創作を完成する過程で、単に組織活動をおこなった者、

物質的条件の利用の便を提供した者またはその他の補助的な作業にたずさわつた者は、発明者または設計者としてはならない。

後三ヶ月以内に特許局に届け出なければならぬ。

特許出願明細書は、発明または実用新案の性質上、他の方式および順序で説明しなければならぬものを除き、次の順序で書くものとする。

一、発明または実用新案の名称。この名称は願書の名称と一致したものでなければならぬ。

第十二条 特許法第九条に定める二人以上の出願人が同日にそれぞれ同一の発明・考案について特許出願をした場合は、その二人以上の出願人は特許局の通知を受け取つたのちに、自発的に話し合いをしたらうえて出願人を定めなければならない。

第十四条 特許法第十九条第一項および第二十条でいう特許代理機関とは、中国国際貿易促進委員会、上海特許事務所および中領特許代理有限公司ならびに國務院の指定するその他の特許代理機関を指す。

二、発明または実用新案の属する技術の分野。

付した図面の大きさ、鮮明度は、その図面を三分の二に縮小しても、箇中の各細部がはっきり識別できることが保証されなければならない。

第十三条 特許権者は、他人と結んだ特許使用許諾契約を、契約発効

第十五条 特許代理機関に特許局への特許出願およびその他の特許事務の取扱いを委任する出願人は、同時に委任状を提出し、委任権限を明らかにしなければならない。

三、発明または実用新案の理解、検案、審査に参考となる既存の技術。その技術についてふれた文献を例示しつつ、出願人の知る範囲で明記する。

同一の出願の中で使用する図面の記号は前後を一致させなければならない。発明または実用新案の明細書でふれていない記号は箇中で使つてはならない。

第二章 特許出願

第十六条 特許を出願するさいは、特許局に出願書類一式二部を提出しなければならない。

第十七条 特許法第二十六条第二項でいう願書のその他の事項とは、次のものを指す。

四、発明または実用新案の目的。

箇中では、必要な字句以外に注釈を加えてはならない。

一、出願人の国籍。

五、優先権を主張する場合は、注記すべき関連事項。

五、発明または実用新案の内容。

箇中では、必要な字句以外に注釈を加えてはならない。

二、出願人が企業またはその他の組織の場合は、その本部の所在國。

六、出願人の署名または押印。

六、既存の技術に対する発明または実用新案の長所または著しい効果。

第二十条 権利請求書は、発明または実用新案の技術的特徴を説明し、保護請求の範囲を簡潔、明瞭に記述しなければならない。

三、出願人が特許代理機関に委任した場合は、特許代理機関の名称、住所および特許代理人の氏名。

七、出願書類の目録。

七、図面を付した場合は、図面の説明をしなければならない。

権利請求書に使用される科学・技術用語は、明細書で使用するものと一致させなければならない。化学式または数式は加えてもよいが、絵を加えてはならない。必要不可欠な場合

四、出願人が組織である場合は、代表者の氏名。

八、追加書類の目録。

八、出願者が発明または実用新案にとつて最適とする方式。これを詳述し、図面を付した場合は図面と対照させなければならない。

発明または実用新案の明細書には、化学式または数式を加えてもよいが、絵を加えてはならない。必要不可欠な場合

を除き、「明細書の……の部分で述べられているように」、ないしは「図……に示したように」という表現を使つてはならない。

第二十一条 権利請求書は、独立の権利の請求と従属する権利の請求とを包括してもよい。

独立の権利の請求には、発明または実用新案の主要な技術内容が全般的に反映されなければならず、発明または実用新案を構成するうえで必要な技術的特徴が記載されなければならない。

一または複数の権利の請求を引用する従属する権利の請求は、前にある権利の請求しか引用できない。

第二十二条 発明または実用新案の性質上、他の方式で表現する必要のあるものを除き、独立の権利の請求は次の規定にしたがって書くものとする。

一、序文の部分——発明または実用新案の属する技術の分野ならびにその発明または実用新案の主題と密接な関連のある既存技術中の技術的特徴を説明する。

二、特徴の部分——「本発明（または本実用新案）の特徴は……」またはこれに類した簡潔な表現で、発明または実用新案の技術的特徴を説明する。その特徴が、序文の部分で

説明されている特徴とともに、保護請求の技術的特徴を構成する。

一の発明または実用新案は一つの独立の権利の請求しかできない。しかもその発明または実用新案の従属する権利の請求の前に書く。

第二十三条 発明または実用新案の性質上、他の方式で表現する必要のあるものを除き、従属する権利の請求は次の規定にしたがって書くものとする。

一、引用の部分——引用された権利請求の番号を明記し、可能な場合にはその番号を文頭に書く。

二、特徴の部分——発明または実用新案の付加的な技術的特徴を明記し、引用部分の技術的特徴をさらに特定する。

二つ以上の他の権利請求を引用する従属する権利の請求は、相互に引用しあつてはならない。

第二十四条 要旨は、発明または実用新案の属する技術分野、解決しなければならぬ技術問題、主要な技術的特徴と用途を明記しなければならぬ。要旨には、発明をもっともよく説明できる化学式または発明、実用新案を説明する図面を含めてもよい。要旨の全文は二百字以内が望ましい。

第二十五条 特許を出願する発明

が新しい微生物学的方法またはその製品に関連があり、しかも使用する微生物が一般には入手できないものである場合、出願人は出願を特許法および本細則の關係諸規定に合致させるべきであり、さらに次の諸手続をもとらなければならない。

一、出願日以前、またはおそくとも出願日に、当該微生物の菌株を、保管のため特許局の指定する微生物菌株保管部門に提出する。

二、出願書類の中で、微生物の特徴に関する資料を提示する。

三、願書に当該微生物の分類名（ラテン語名を注記する）と当該微生物菌株を保管する部門の名称、提出日、保管番号を明記するとともに、その部門の証明書類も添付する。

第二十六条 微生物關係の発明の特許出願が公開されたのちは、いかなる部門または個人も、その特許出願とかかわりのある微生物を実験目的に使用する必要がある場合、特許局に申請しなければならぬ。申請にあつては次の事項を明記しなければならない。

一、申請人の氏名または名称および住所。

二、他のいかなるものにも菌株を提供しない旨の申請人の誓約。

三、特許権の設定以前は、実験日

的にのみ使用する旨の誓約。

第二十七条 特許法第二十七条の規定によつて提出する意匠の絵または写真は、3 cm x 8 cm 以上、19 cm x 27 cm 以下とする。

出願人は、保護請求の対象を明示するため、各意匠について、異なる角度、異なる側面または異なる状態の絵または写真を提出することができ、それぞれの絵または写真には、意匠の角度、側面および状態を明記するとともに、絵または写真の裏面左、右上にそれぞれ通し番号と出願人の氏名または名称を標記しなければならない。

第二十八条 色彩の保護を請求する意匠の特許出願は、カラーおよび白黒の絵または写真を各一枚提出するとともに、白黒の絵または写真に保護を請求する色彩を明記しなければならない。

第二十九条 特許局は必要と認められた場合、意匠の特許出願人に、その意匠を使用する製品の見本または模型の提出を求めることができる。見本または模型は体積が30 cm x 30 cm x 30 cm、重量が15 kgを超えてはならない。腐りやすいもの、こわれやすいものまたは危険物は見本または模型として提出してはならない。

第三十条 特許法第二十四条第二

号でいう学術会議または技術会議とは、国務院関係主管部門または全国的学術団体の組織、開催する学術会議または技術会議を指す。

第三十一条 出願特許が特許法第二十四条第一号または第二号の規定に該当する場合は、出願人は特許出願にあたって申し出なければならず、出願日から二月以内、関係国際博覧会または学術会議、技術会議の主催団体が発行した、関連発明・創作がすでに展示または発表されたこと、および展示または発表された期日を証明する書類を提出しなければならない。

出願特許が特許法第二十四条第三号の規定に該当する場合は、特許局は必要に応じて、出願人に証明書類の提出を求めることができる。

第三十二条 優先権を主張する発明特許の出願人は、外国で最初に出願した日から十五ヶ月以内に、当該出願を受理した国の出願番号を提出しなければならない。

第三十三条 出願人が一の特許出願について二以上の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権の期限はもっとも早い優先権期日から起算する。

第三十四条 中国に経常的住所ま

たは営業所を有しない外国人、外国企業または外国のその他の組織が特許を出願した場合、特許局は疑義があると認めるときには次の書類の提出を求めることができる。

一、国籍証明書。
二、外国企業または外国のその他の組織の本部所在地についての証明書類。
三、外国人、外国企業、外国のその他の組織の属する国が、国内で中国の公民または部門に当該国民と同等の条件で特許権および特許に関するその他の権利の享有を認めていることを証明する書類。

第三十五条 特許法第三十一条第一項の規定により、発明または実用新案の特許出願における権利請求は、次の各号の一つとすることができ、

一、一の権利請求のなかに包括できない二以上の同種の製品、方法についての独立の権利請求。
二、製品および当該製品の製造に

第三章 特許出願の審査および認可

第三十六条 特許法第三十一条第二項の規定により、二以上の意匠を一つの出願で提出する場合、各意匠類は公開するものとする。

第三十七条 出願人は特許出願を特許局が特許出願書類公開の印刷準備を終えた後に特許出願取り下げの申出がおこなわれた場合、出願書類は公開するものとする。

第三十八条 特許出願の審査、再審査に影響するおそれがある場合、審査官または特許再審査委員会委員が次の一つに該当する場合、自ら回避しなければならず、出願人またはその他の利害関係人も除外の申立をすることができ、

一、出願人または特許代理人の近い親族である場合。
二、特許出願と利害関係がある場合。
三、出願人または特許代理人とその他の関係があり、特許出願の公正

匠を使用する製品を明記しなければならない。意匠の通し番号は意匠を使用する各製品の図面の裏面左下に標記しなければならない。

第三十九条 特許局は、発明または実用新案の特許出願の願書、明細書（実用新案は図面を含む）および権利請求書、または意匠の特許出願の願書および意匠の絵または写真を受け付けた後、出願日を明確にし、出願番号を付し、かつ出願人に通知しなければならない。

第三十條 出願人が一の特許出願について二以上の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権の期限はもっとも早い優先権期日から起算する。

第三十一條 出願人が一の特許出願について二以上の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権の期限はもっとも早い優先権期日から起算する。

第三十二條 出願人が一の特許出願について二以上の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権の期限はもっとも早い優先権期日から起算する。

第三十三條 出願人が一の特許出願について二以上の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権の期限はもっとも早い優先権期日から起算する。

第三十四條 中国に経常的住所ま

第四十条 特許出願書類のなかで願書、明細書または権利請求書が欠けるか、または特許法第二十七条の規定に合致しない場合、特許局はこれを受理せず、かつ出願人に通知する。

第四十一条 発明明細書に「図面の説明」がありながら図面がない場合、出願人は特許局の指定する期限内に図面を提出するかまたは「図面の説明」の削除を申し出なければならぬ。出願人が図面を補った場合、特許局に図面を提出した日または郵送した日を出願日とする。「図面の説明」を削除した場合は、もとの出願日を変えない。

第四十二条 一の特許出願が二以上の発明、実用新案または意匠を包括している場合は、出願人は特許法第三十九条または第四十条の規定による公告前のいつでも、または公告後で特許局が分割出願をする正当な理由があると認められた場合、特許局に分割の請求をし、自らいくつかに分割して出願することができる。

特許局は特許出願が特許法第三十条および本細則第三十五条の規定に合致しないと認めた場合、指定期限内にその特許出願を分割するよう出願人に通知しなければならない。

正当な理由がないにもかかわらず、期限が満了しても出願人が回答しない場合、当該出願は取り下げたものとみなす。

第四十三条 本細則第四十二条の規定によって提出された分割出願は、もとの出願日を留保することができる。ただし、もとの明細書に記載した範囲を超えてはならない。

第四十四条 特許局は予備審査の結果、出願特許が明らかに特許法第八条、第十九条もしくは本細則第二十条の規定に合致しないと認めた場合、出願人に通知し、指定期限内に意見を陳述するよう求めなければならない。正当な理由がないにもかかわらず、期限が満了しても出願人が回答しない場合、その出願は取り下げたものとみなす。

特許局は出願人の意見陳述後も特許出願がお前項に掲げた各規定に明らかに合致しないと認めた場合、これを拒絶しなければならない。

第四十五条 特許出願が次の各号の一つに該当する場合、出願人は特許局が定めた期限内に補正しなければならない。

- 一、願書に規定の様式を使用せず、または記入が要求に適っていない場合。
- 二、発明または実用新案の明細書とその図面および権利請求書が規定に合致していない場合。
- 三、発明または実用新案の特許出願に要旨が欠けている場合。
- 四、意匠特許出願の絵または写真が規定に合致していない場合。
- 五、特許代理機関に委任したが、委任状を提出していない場合。
- 六、その他補正すべき事項。

正当な理由がないにもかかわらず、期限が満了しても出願人が補正しない場合は、その出願は取り下げたものとみなす。特許出願が補正後にもなお特許法または本細則の関連規定に合致しない場合は、これを拒絶しなければならない。

第四十六条 出願人は発明特許出願の早期公開を請求する場合、特許局に申し出なければならない。特許局はその出願の予備審査をした後、拒絶するものを除き、ただちに出願を公開しなければならない。

第四十七条 出願人は特許法第二十七条の規定により、意匠を使用する製品およびその属する類別を明記する場合、特許局が公表した意匠製

品分類表を使用しなければならない。発明または実用新案の特許出願の別が明記されていないか、または記された類別が適切でない場合、特許局はこれを補正または訂正することができる。

第四十八条 発明特許出願の公開の日から審査、決定後公告するまでは、いかなる者も特許法の規定に合致しない出願につき、特許局に意見を提出し、かつ理由を説明することができる。

第四十九条 発明特許出願人は正当な理由があつて、特許法第三十六条に定められた検索資料または審査結果資料を提出できない場合、特許局に申し出、かつ当該資料を入手した後に補充しなければならない。

は、個別の文字の訂正または増補・削除を除き、規定の様式にしたがって別紙を提出しなければならない。

第五十五条 特許法第四十一条の規定により、特許局が公告した意匠の特許出願に対し異議を申し立てることができる事由とは、次の各号を指す。

第五十二条 実用新案または意匠の特許出願人は、出願の日から出願公告までに、または異議に答弁するときに、実用新案または意匠の特許出願について自発的に補正することができる。意匠特許出願について補正する場合は、意匠の基本的構成部分を変更してはならない。

第五十六条 特許法第四十一条の規定により異議を申し立てる場合、指定の期限内に補正しない場合は、異議申立はなかつたものとみなす。

第五十三条 特許法の規定により、特許出願を拒絶すべき事由とは、次の各号を指す。

第五十七条 特許局は、異議申立人を受け付けた後、審査をおこなわなければならない。請求書および証明書は、一式二部でなければならない。

一、出願が特許法第三条および本細則第二条の規定に合致していない場合。

第五十八条 特許再審査委員会は、特許局が指名した経験のある技術および法律専門家で構成し、その主任委員は特許局長が兼任する。

二、出願が特許法第五条、第十二条、第十八条の規定により、特許出願権を有していないか、特許法九条の規定により特許権を取得できないか、特許出願の意匠の基本的構成部分が他人のデザイン、絵、写真、物品もしくは模型からとったものであって、その同意を得ていない場合。

第五十九条 出願人は、特許法第四十三条第一項の規定により、特許再審査委員会に再審査を請求する場合は、再審査請求書を提出し、理由を説明し、関連証明書類を添付しなければならない。請求書および証明書は、一式二部でなければならない。

三、出願人が、特許法第六条、第八条、第十八条の規定により、特許出願権を有していないか、出願の主眼内容が他人の明細書、図面、模型、設備などからとり、もしくは他人の使用した方法からとったものであるか、その同意を得ていない場合。

第六十条 再審査請求書が規定の様式に合致していない場合、再審査請求人は、特許再審査委員会の指定した期限内に補正しなければならない。当該

四、出願が特許法第二十六条第三項、第四項または第三十一条の規定に合致していない場合。

第六十一条 出願の補正または分割の出願が原明細書の記載範囲を超えている場合、

五、出願の補正または分割の出願

第六十二条 出願の補正または分割の出願が原明細書の記載範囲を超えている場合、

五、出願の補正または分割の出願

第六十三条 出願の補正または分割の出願が原明細書の記載範囲を超えている場合、

該期限内に補正しない場合は、その再審請求は取り下げたものとみなす。第六十三条 再審請求人は、特許が満了しても答弁しない場合は、再審請求は取り下げたものとみなす。理由なしに期限が満了しても答弁しない場合は、反対意見がないものとみなす。

第五章 特許実施の強制許諾

第六十一条 特許再審委員会は、受理した再審請求書を原審査部門に送付して意見を求め、特許再審委員会が決定をおこない、出願人に通知しなければならない。

第六十八條 いかなる組織も特許定期限内に意見を陳述させなければならぬ。正当な理由なしに期限が満了しても答弁しない場合は、反対意見がないものとみなす。

第六十二条 特許再審委員会は、再審をした後、再審請求が特許法の規定に合致しないと認められた場合は、再審請求人に通知して、指定の期限内に意見を陳述するよう求めなければならない。正当な理由なしに期限

第六十三条 再審請求人は、特許再審委員会が決定をおこなう前に

第六十四條 特許局は、特許権付与の査定をおこなった後、出願人に通知し、二ヵ月以内に特許証料を納付させ、特許証を交付しなければならない。期限が満了しても出願人が特許証料を納付しない場合は、特許取得の権利を放棄したものとみなす。

第六十九條 特許法第五十七條の規定により特許局に使用料の裁定を請求する場合は、当事者は裁定請求書を提出し、双方が合意に達しなかったことを証明する書類を添付しなければならない。特許局は、申請書を受け付けた後、三ヵ月以内に

第六十五条 特許法第四十八條の規定により、特許権の無効または部分的無効の宣言を申し立てる場合は、特許再審委員会に申立書を提出し、理由を説明しなければならない。必要があるときは、関連書類を添付しなければならない。無効宣言申立書および関連書類は、一式二部でなければならない。

第六十六條 特許無効宣言申立書が規定の様式に合致していない場合は、申立人は、特許再審委員会の指定する期限内に補正しなければならない。当該期限内に補正しない場

第六十七條 特許再審委員会は、特許権無効宣言申立書の副本および関連書類の副本を特許権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう求めなければならない。正当な理由なしに期限が満了しても答弁しない場合は、再審請求は取り下げたものとみなす。

第四章 特許権の無効宣言

第六十六条 特許無効宣言申立書が規定の様式に合致していない場合は、申立人は、特許再審委員会の指定する期限内に補正しなければならない。当該期限内に補正しない場

第六十七條 特許再審委員会は、特許権無効宣言申立書の副本および関連書類の副本を特許権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう求めなければならない。正当な理由なしに期限が満了しても答弁しない場合は、再審請求は取り下げたものとみなす。

第七十條 特許法第十六條にいう許権の保有組織は、発明者または考案者に報奨金を支給しなければならない。一の発明特許の報奨金は、最低二百元を下回らず、一の実用新案

第六十七條 特許再審委員会は、特許権無効宣言申立書の副本および関連書類の副本を特許権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう求めなければならない。正当な理由なしに期限が満了しても答弁しない場合は、再審請求は取り下げたものとみなす。

第七十一條 特許権の設定後、特許権の保有組織は、発明者または考案者に報奨金を支給しなければならない。一の発明特許の報奨金は、最低二百元を下回らず、一の実用新案

第七十二條 特許法第五十二條の規定により特許局に使用料の裁定を請求する場合は、当事者は裁定請求書を提出し、双方が合意に達しなかったことを証明する書類を添付しなければならない。特許局は、申請書を受け付けた後、三ヵ月以内に

第六章 職務発明・創作の発明者または考案者に対する報奨

第七十條 特許法第十六條にいう許権の保有組織は、発明者または考案者に報奨金を支給しなければならない。一の発明特許の報奨金は、最低二百元を下回らず、一の実用新案

第七十一條 特許権の設定後、特許権の保有組織は、発明者または考案者に報奨金を支給しなければならない。一の発明特許の報奨金は、最低二百元を下回らず、一の実用新案

第七十二條 特許法第五十二條の規定により特許局に使用料の裁定を請求する場合は、当事者は裁定請求書を提出し、双方が合意に達しなかったことを証明する書類を添付しなければならない。特許局は、申請書を受け付けた後、三ヵ月以内に

特許または意匠特許の報奨金は、最低五十元を下回らないものとする。

発明者または考案者の提案がその組織に採用されて完成した発明・創作に対しては、特許権の設定後、特許権の保有組織は、その発明者または考案者に十分な報奨金を支給しなければならない。

右の報奨金は、企業体では原価への算入、事業体では事業費からの支出ができる。

第七十二条 特許権の保有組織は、特許権の存続期間内において、発明・創作特許の実施後、発明もしくは実用新案の実施によって得た毎年の税引後利益から〇・五％〜二％を留保し、または意匠の実施によって得た税引後利益から〇・〇五％〜〇・二％を留保し、報酬として発明者または考案者に支給しなければならない。または前掲の比率を参照して、発明者または考案者に一時報酬を支給しなければならない。

第七十三条 発明・創作特許権の保有組織は、他の組織または個人に特許の実施を許諾したときは、納税後の受取使用料から五％〜一〇％を留保し、報酬として発明者または考案者に支給しなければならない。

第七十四条 本細則に定める報酬は、すべて特許製品の製造、特許方

法の使用による利益および受取使用料から支出するものとし、組織の報奨金総額には算入せず、報奨税を徴収しない。ただし、発明者または考案者の個人所得は、法により、納税して執行することができる。

第七十五条 報奨金と報酬については本章の規定は、集団所有制組織のおよびその他の企業も、これを参照して執行することができる。

第七十六条 特許法第六十条および本細則にいう特許管理機関とは、国務院の関連主管部門ならびに各省・自治区・直轄市・開放都市および経済特別区の人民政府が設けた特許管理機関を指す。

第七十七条 発明特許出願の公開後、特許権の設定以前に発明を使用し、その適切な料金を支払っていない組織または個人に対しては、特許権の設定後、特許権者は、特許管理機関に調停を請求することができる。直接人民法院に訴訟を提起することもできる。特許管理機関は、調停にあたり、当該組織または個人に指定期限内に適宜な料金を支払わせることを決定する権利を有する。当事者は、特許管理機関の決定に不服がある場合は、人民法院に訴訟を提起することができる。

第七十八條 発明者または考案者は、特許出願に準用する。

第七十九條 部門または地区を超えた権利侵害紛争で、当事者が特許管理機関に処理を請求する場合は、権利侵害行為が発生した地域の特許管理機関または権利侵害組織の上級主管部門の特許管理機関が処理しなければならない。

第七章 特許管理機関

その所属組織のあいだで、その発明・創作が職務発明・創作に属するか否か、および職務発明・創作について特許出願を提出するか否かについて紛争のある場合は、発明者または考案者は、上級主管部門または組織所在地域の特許管理機関に処理を請求することができる。

第八章 特許登録および特許公報

第八十条 特許局は、登録簿を備え、左記の特許権にかかわる事項を登録する。

- 一、特許権の設定。
- 二、特許権の譲渡。
- 三、特許権の存続期間の延長。
- 四、特許権の消滅および無効。
- 五、特許実施の強制許諾。
- 六、特許権者の氏名または名称、国籍、住所の変更。
- 七、特許権の設定。
- 八、特許権の消滅。
- 九、特許権の無効宣言。
- 十、特許権の譲渡。
- 十一、特許実施の強制許諾の付与。
- 十二、特許権の存続期間の延長。
- 十三、特許出願の取下、取下認定

前項の規定は、実用新案または意匠特許出願に準用する。

第八十一条 特許局は、特許公報を定期に発行し、左記の内容を公開または公告する。

および放棄。

十四、特許権者の氏名または名称、住所の変更。

十五、住所不明の出願人への通知。

十六、その他の関連事項。

発明または実用新案の明細書および図面、権利請求書、ならびに意匠特許出願の絵または写真は、別に全文を発行する。

期限を超えてはならない。期限が満了しても納付しない場合は、請求または異議申立はなかつたものとみなす。

第八十六条 発明特許出願人は、出願の日から満二年経過しても特許が付与されない場合は、第三年から毎年出願維持料を納付する。一回目の出願維持料は第三年の最初の月に納付しなければならない。その後の出願維持料は、前年の満期前の一ヵ月以内に予納しなければならない。

第八十七条 第一年の特許料は、特許証を取得したときに納付しなければならない。特許権設定のときにすでにその年の出願維持料を納付している場合は、特許権者は、その年の特許料の額との差額を追加納付しなければならない。その後の特許料は前年の満期前の一ヵ月以内に予納しなければならない。

第八十八条 出願人または特許権者が期限内に出願維持料または特許料を納付しないか、納付した出願維持料または特許料が不足した場合、特許料または特許料の額が不足した場合は、特許局は出願人に通知し、出願維持料または特許料を納付すべき期限が満了した日から六ヵ月以内に追納させ、同時に出願維持料または特許料の二五%にあたる滞納金を納付させなければならない。期限が満了しても納付しない場合は、出願維持料または特許料を納付すべき期限が満了した日から、その出願は取り下げたもの、特許権は消滅したものとみなす。

第八十九条 特許法第四十五条第二項の規定により、実用新案または意匠の特許権の存続期間の延長を請求する場合は、特許権の期限満了前の六ヵ月以内に申請し、延長料を納付しなければならない。期限が満了しても延長料を納付しない場合は、申請はなかつたものとみなす。

第九十条 個人が特許を出願するか、その他の手続をとり、本細則第八十二条に定める諸料金の納付に困難がある場合は、規定により特許局に軽減または猶予を請求することができる。

軽減または猶予の方法は、特許局が別に定める。

第九十一条 いかなる者も特許局 告された特許出願書類、特許登録簿

の同意を得て、すでに公開または公

および関係証明書類を閲覧または復

第九章 料 金

第八十二条 特許局に特許を出願するか、その他の手続をとるときには、状況に応じて、左記の料金を納付しなければならない。

一、出願料および出願維持料。

二、審査料、再審査料および異議申立料。

三、特許料(年)。

四、その他の特許事務処理の手続料

料——特許権の存続期間延長料、記載事項変更料、特許証料、優先権証明書料、無効宣言申立料、強制許諾請求料および強制許諾使用料の裁定請求料。

右の諸料金の額は、特許局が別に定める。

第八十三条 特許法および本細則に定める諸料金は、郵便局または銀行を通じて送付することも、直接特許局に納付することもできる。

郵便局または銀行を通じて送金する場合は、為替用紙に料金の名称、発明・創作の名称、出願番号または

特許番号を明記しなければならない。出願番号または特許番号がない場合は、出願の期日を注記しなければならない。

郵便局または銀行を通じて送金する場合は、送金した日を納付日とする。

第八十四条 特許を出願したが、出願料を期限内に納付せず、または出願料が不足した場合は、出願人は出願の日から一ヵ月以内に納付するか、追納することができる。期限が満了しても納付しないか、追納しない場合は、その出願は取り下げたものとみなす。

第八十五条 実質審査または再審査を請求する出願人、および異議または特許権無効宣言を申し立てる者は、期限内に料金を納付しない場合は、請求または異議申立の日から十五日以内に納付することができる。

ただし、納付日は特許法が定める実質審査、再審査請求または異議申立の

第十章 付 則

製することができる。

第九十二条 出願人が特許局に提出する書類は、特許局の定める統一様式を使用し、出願人またはその特許代理人が署名もしくは押印しなければならぬ。

第九十三条 特許局に出願もしくは特許権の關係書類または物品を提出するときは、出願番号または特許番号および発明・創作の名称を標記しなければならない。書類または物品を郵送するときは、書留にしなければならない。

第九十四条 各種の申請書は、タイプするか印刷しなければならぬ。文字は整然として鮮明でなければならず、いかなる訂正も加えては出るときには、出願番号または特許番号および発明・創作の名称を標記しなければならない。用紙は表のみを使用する。

許番号および発明・創作の名称を標記しなければならない。書類または物品を郵送するときは、書留にしなければならない。

第九十五条 本細則の解釈は、特許局が責任を負う。

第九十六条 本細則は、一九八五年四月一日から施行する。

中華人民共和国特許局公告

(第四号)

「中華人民共和国特許法」第六十七条の規定により、特許局に特許を出願するか、その他の手続をとるときは、規定にしたがって手数料を納付しなければならない。「中華人民共和国特許法実施細則」第八十二条第一項は、納付すべき各種特許料金を規定している。ここに、当該規定により、各種特許料金の徴収基準を次のように公告する。

特許料徴収基準

(単位 人民币元)

- 一、出願料
 - (1) 発明特許 一五〇
 - (2) 実用新案特許 一〇〇
 - (3) 意匠特許 八〇
- 二、発明特許出願維持料(年) 一〇〇
- 三、発明特許出願審査料 四〇〇
- 四、再審料
 - (1) 発明特許出願 二〇〇
 - (2) 実用新案特許出願 一〇〇
 - (3) 意匠特許出願 八〇
- 五、異議申立料

- (1) 発明特許 三〇〇
- (2) 実用新案特許 二〇〇
- (3) 意匠特許 一五〇
- 六、実用新案または意匠の特許権の存続期間延長料 一〇〇
- 七、記載事項変更手続料 一〇
- 八、特許証料
 - (1) 発明特許 一〇〇
 - (2) 実用新案特許 五〇
 - (3) 意匠特許 五〇
- 九、優先権証明料 二〇
- 十、無効宣言申立料
 - (1) 発明特許申立料 三〇〇
 - (2) 実用新案特許申立料 二〇〇
 - (3) 意匠特許申立料 一五〇
- 十一、強制許諾請求料
- 十二、強制許諾使用料の裁定請求料 一〇〇
- 十三、特許料(年)
 - (1) 発明特許
 - 第一～第三年 二〇〇
 - 第四～第六年 三〇〇
 - 第七～第九年 六〇〇
 - 第十～第十二年 一、二〇〇
 - 第十三～第十五年 二、四〇〇
 - (2) 実用新案特許
 - 第一～第三年 一〇〇
 - 第四～第五年 二〇〇
 - 第六～第八年 三〇〇
 - 第一～第三年 五〇
 - 第四～第五年 一〇〇
 - 第六～第八年 二〇〇

右の通り公告する。

一九八五年一月十九日

注

(1) 外国の出願人と特許権者が上述の諸料金を納付するときは、納付時の対外為替レートにより、外貨で納付する。

(2) 第十三項に列記した年度は出願の日から起算する。各年度の料金は特許権設定の年からその年の基準により納付する。

8. 中国鉄道部科学研究所電子計算技術研究所計算センターの概要

本計算センターは、事務処理、検索処理等コンピュータ技術の教育用として、1982年に株式会社日立製作所の無償援助で設置されたものである。

(1) コンピュータ室

コンピュータ室は、計算機の設置を目的として設計しておりフリーアクセスとなっている。

(2) 機器構成

中央処理装置	M 150H (4MB) (日立製) OSは、VOS1, VOS3
ターミナルコントローラ	T-560/20 (約10台)
MTデッキ	H-8448-10 (2台)
磁気ディスク	H-8589-11 (2台)
漢字プリンタ	H-8172-P10 (1台)
ラインプリンタ	H-8242-11F (1台)
フロッピーディスク入出力装置	H-8231-1 (1台)
コンソールプリンタ	H-F8092-50 (1台)
漢字タブレット入力機	HT-664-14B
電源安定装置	AUR使用

なお、停電の発生状況については、1ヶ月に0.5～1回程度とのことである。

(3) マシンの保守

市内に駐在している日立製作所の保守員に負っているが、簡単な保守は、中国側でも行っている。

(4) 中央処理装置の稼働状況

200H/月程度稼働している。

(5) 消耗品類の調達

インクは輸入しているが、フリーアクセス、プリンター用紙、インクリボン、等は国内で生産している。

(6) コンピュータの教育

教育対象者は、鉄道科研院に限らず他の機関の職員も受入れておりオペレーター、キーパンチャー、保守員の養成およびOS等の教育も行っている。

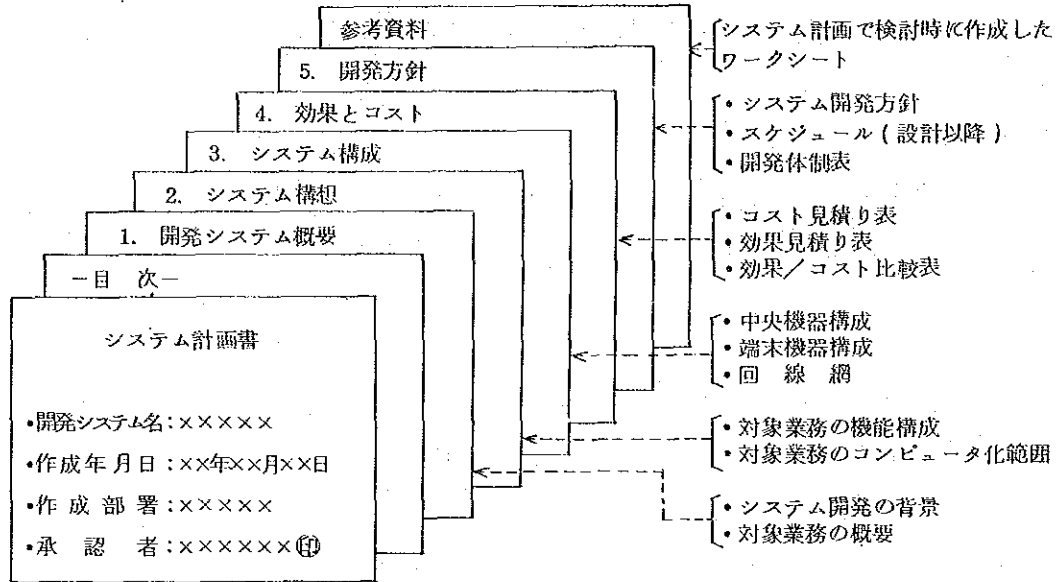
なお、1983年には、約80人が研修を終了しており8名の研修生が研修中である。

9 システム開発手順

1) システム設計を進めるにあたって

(1) システム計画フェーズとのインタフェース

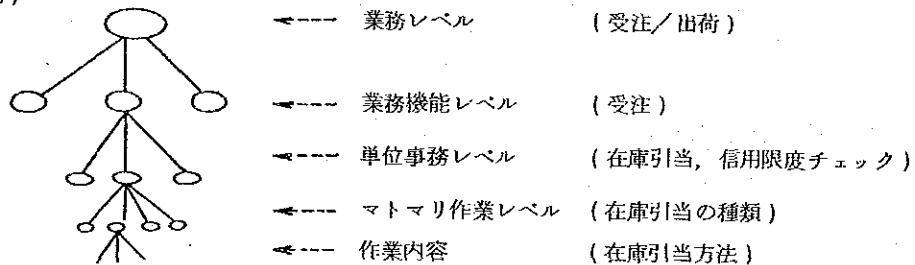
システム計画からシステム設計への引き継ぎ情報は以下の通りである。



(2) システム設計を始めるに当たり、次の事を明確にし、設計者間のコミュニケーションを円滑にする。

・業務またはシステムの構造を明確にし、どこまで検討するか、決定するかを明確にする。

(例)

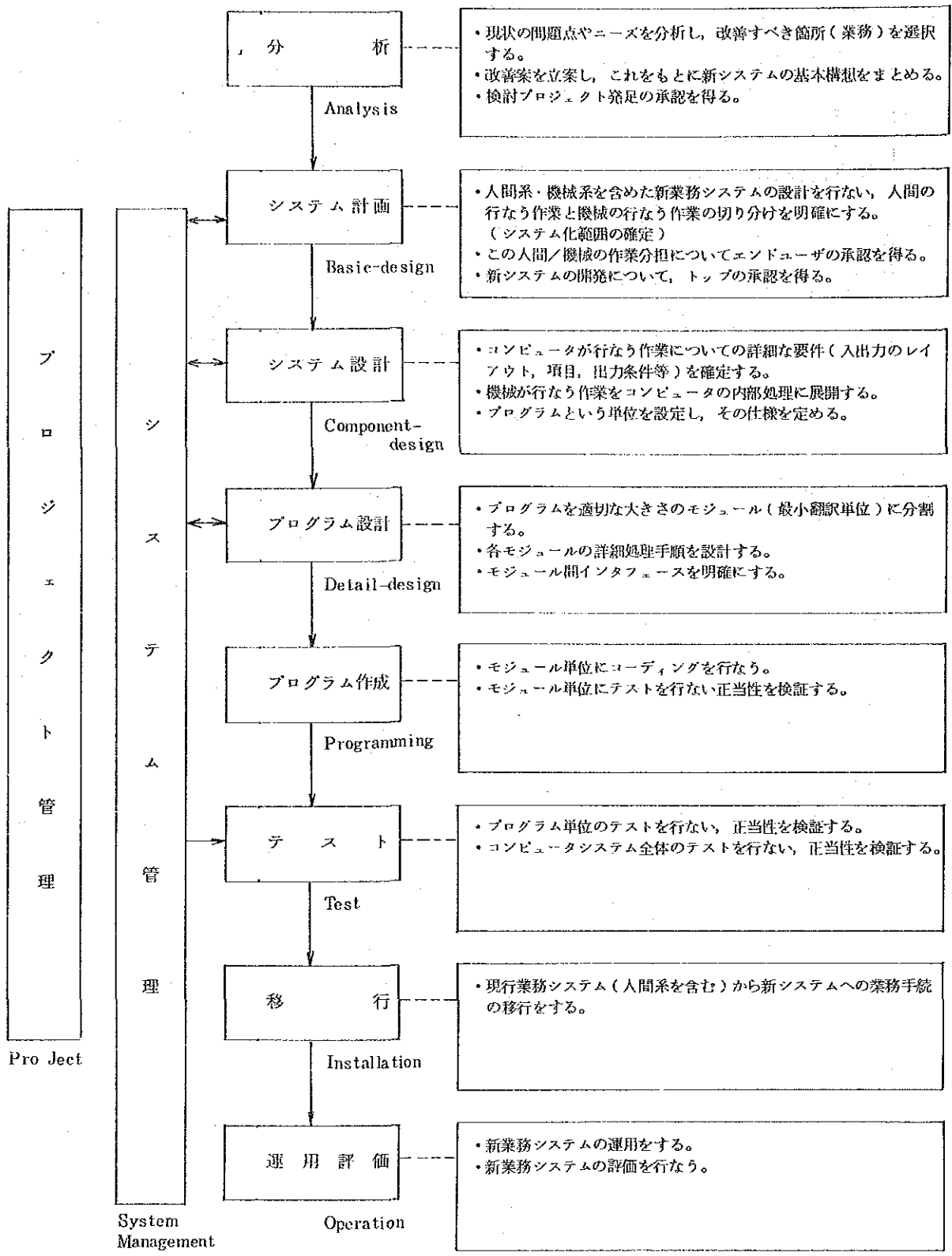


システム計画フェーズで対象業務の単位事務レベルまで決定し、システム設計フェーズで作業内容まで決定するようにしている。

(3) 作業は後述の「システム設計の手順と作業」に従って進めるが、各ステップは全てが必須というわけではない。

システムの規模、システムのタイプ(たとえばDBMS)に合わせステップを選択し進めてもよい。

2) システム設計の位置付け



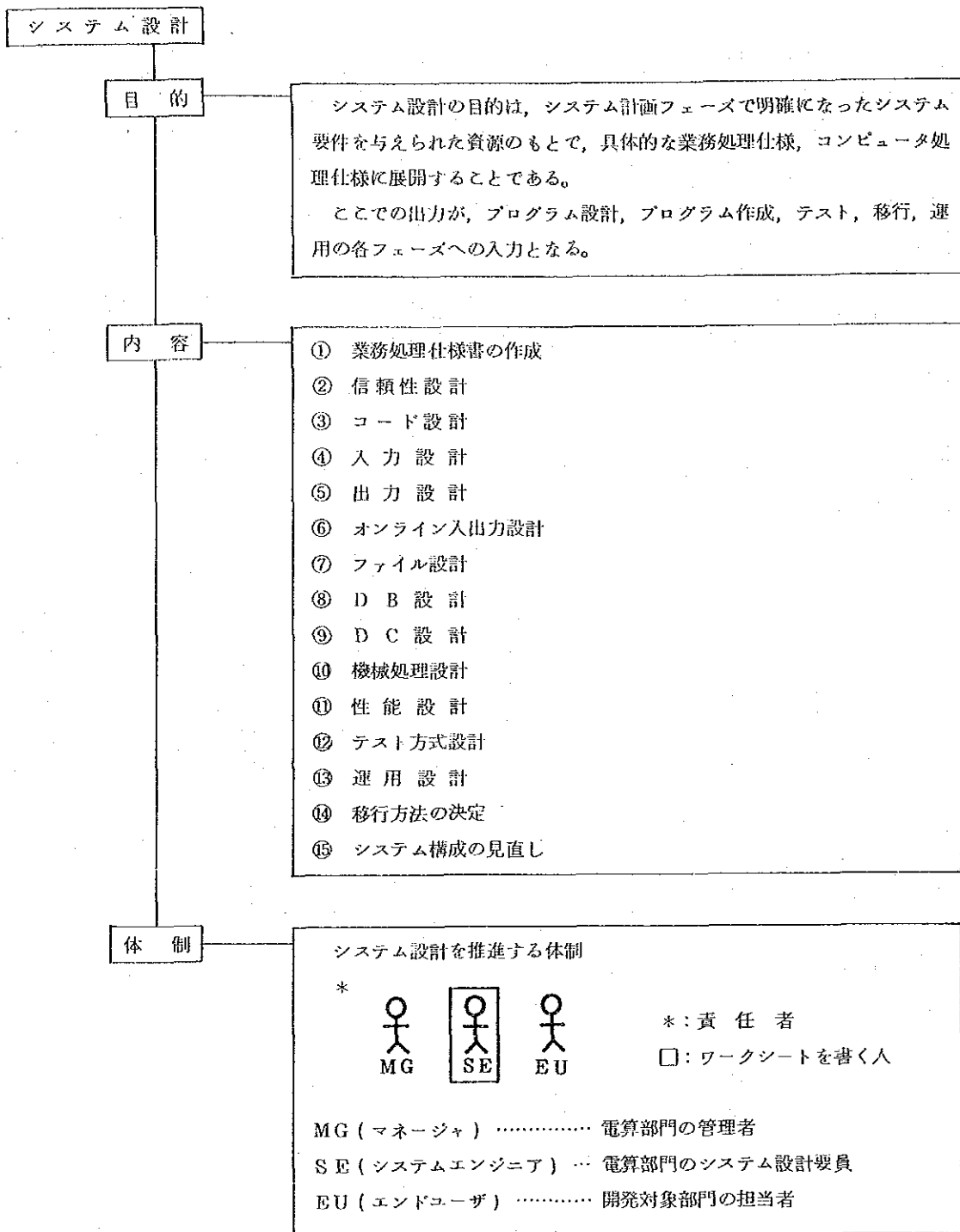
3) システム開発標準手順の分類項目

システム開発標準手順では各フェーズにおける作業項目を体系的に捉えられるように各フェーズでの作業項目を、次のような分類項目で整理している。

分類項目の内容は次のとおりである。

分類項目		内容
システム開発	業務	人間系を含めた業務システムの処理と運用設計に関する作業
	障害対策	信頼性を高めるための対策や障害発生時の対策などに関する作業
	入出力	コンピュータ処理の入出力情報を設計するための作業
	ファイル・DB	コンピュータ処理に使われるファイル（DB含む）を設計するための作業
	E D P 処理	コンピュータによる処理を実現させるためのプログラムを作成するための作業
	テスト	作成されたプログラムの正当性を検証するための作業
	移行	現行業務システムから新システムへの移行に関する作業
プロジェクト管理	開発管理	新システム開発に関する作業全体の進捗や予算などの管理作業
	要員教育	SE, オペレータ, プログラマの要員の確保と教育に関する作業
システム管理	ハードウェア環境	ハードウェア環境の整備に関する作業
	ソフトウェア環境	OSやOSまわりのシステムプログラムなどソフトウェア環境の整備に関する作業
	センタ運用	マシン室の運用方法全般に関する作業
	技術管理	開発作業に関する規約の整備と技術の普及, 蓄積に関する作業

4) システム設計の目的



フェーズイニシエーション

「システム計画」作業計画書

- (1) システム計画書提出期日
- (2) 参加メンバー
- (3) 作業方法
- (4) 作業を実施するステップおよび重みづけ

基本構想の確認	システム開発の目的の確認	処理能力計算	中央側処理能力計算
	システム構想の確認		端末側処理能力計算
	開発計画基本案の確認	テスト方式の検討	テスト方式の検討
	経過の確認		コンピュータ運用時間の設定
類似システムの調査	類似システム調査	運用方法の検討	コンピュータ処理時間の検討
業務仕様の設定	業務機能の設定		運用方法の調整と制約条件の洗い出し
	機械化機能の設定	移行方法の検討	移行計画の設定
	機械化業務運用の設定		業務システム開発工数の算出
	入出力情報の設定	作業工数の見積	共有資源開発工数の算出
	システム障害による業務への影響調査		開発マシン時間の算出
コンピュータ処理への展開	コンピュータ処理への展開	開発体制設定	開発方針の設定
コンピュータ処理内容決定	処理フロー		開発体制の設定
ファイル方式の設定	DB化の検討	スケジュールの検討	システム大日程計画の設定
	DB概略構造の設定	コスト算出	開発コスト算出
	ファイルの設定		運用コスト算出
	概算ファイル容量の算出	効果算出	定量的効果算出
プログラム規模の算出	プログラム規模の算出		定性的効果算出
ソフトウェア構成の設定	オペレーティングシステムの選定	効果/コスト比較	効果/コスト比較
	DB/DCサポートシステムの選定	フェーズターミネーション	システム計画レビュー
	概算メモリマップの作成		システム計画書作成
	言語の選定		
	開発ツールの設定		
ハードウェア構成の設定	中央機器構成の選定		
	端末構成の選定		
	回線の選定		
	接続上の問題点検討		

(5) 関連部署

フェーズイニシエーション

「システム設計」作業計画書

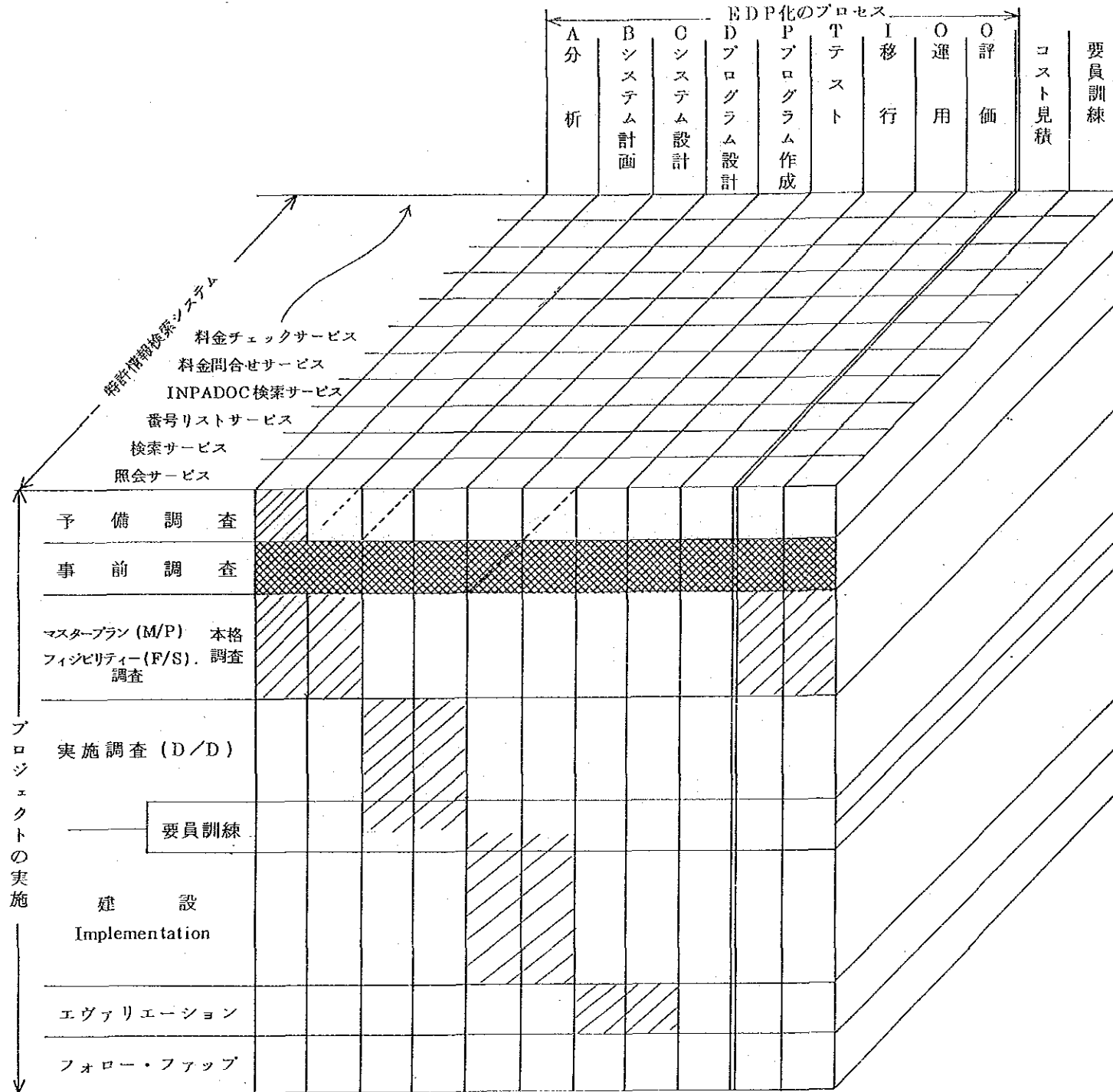
対象業務

- (1) システム設計書提出期日
- (2) 作業メンバー
- (3) 作業方法
- (4) 作業を実施するステップ及び重みづけ

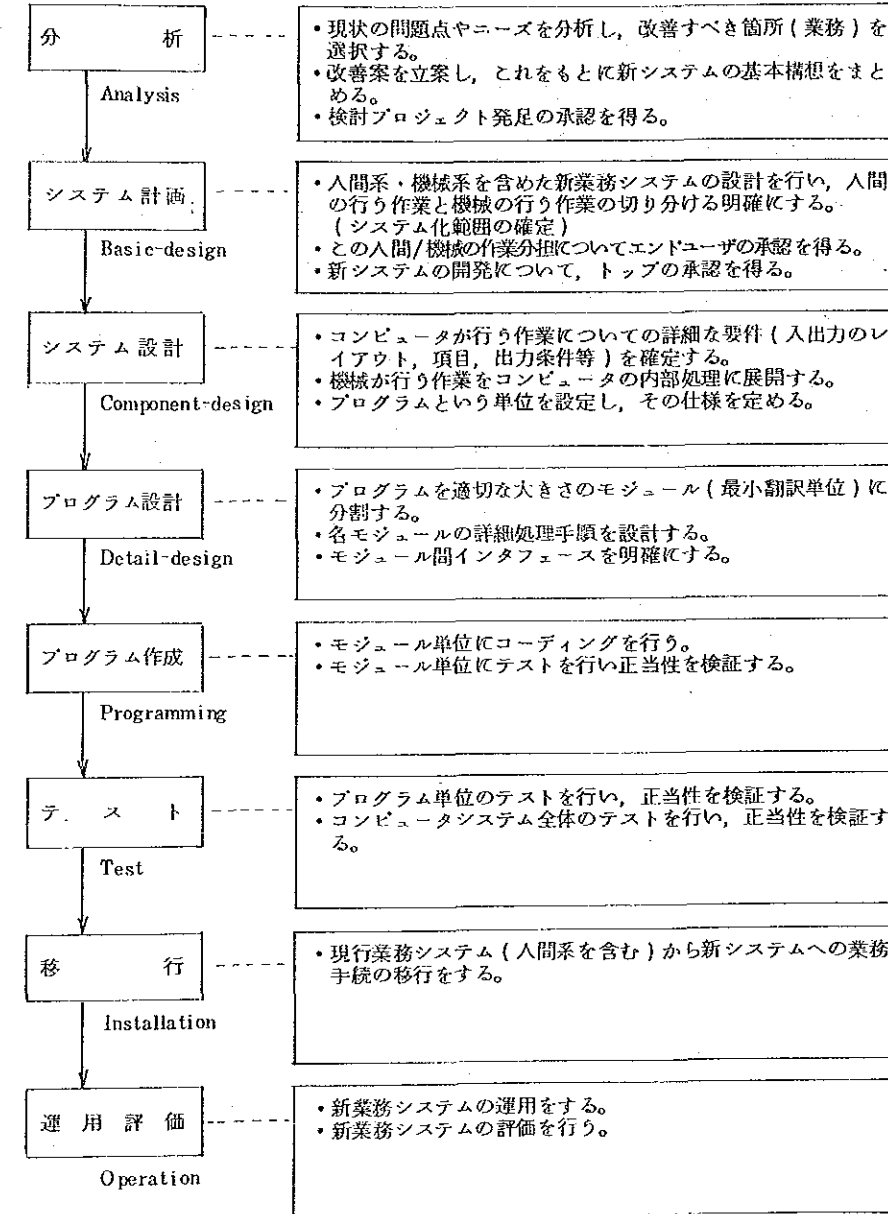
業務処理仕様書の作成	機械化機能の確認	D B 設計	データベース項目の検討
	入出力情報・ファイルの確認		エレメントの設計
	機械化機能の設定		詳細設計
信頼性設計	障害発生要因と対応策の検討	D C 設計	データベース運用設計
	リカバリの方法		端末・回線ネットワークの決定
	バックアップ方法の検討		O C P 機能・処理方式の決定
コード設計	必要コードの設定	機械処理設計	N T T 申請手続きの決定
	コード設定基準の設定		機械処理構造および処理内容の設定
	コード体系の設定		D B アプリケーションレコードおよび中間ファイルの設定
	コードチェック方式の検討		処理時間計算(バッチ・オンライン)
	コード表の作成		処理時間一覧表の作成
入力設計	入力項目の設定	性能設計	処理時間山積表の作成
	伝票レイアウト設計		テスト手順の決定
	入力レコードレイアウトの設定		テスト計画概要の検討
出力設計	出力項目の設定	運用設計	業務運用方法の整理
	帳票レイアウト設計		コンピュータ運用一覧表の作成
オンライン入出力設計	マンマシンインターフェースの検討		コンピュータ運用図の作成
	画面入出力項目の設定		運用支援機能の洗い出し
	画面フォーマット設計	移行方法の決定	移行作業内容の検討
ファイル設計	ファイル項目の検討	システム構成の見直し	システム構成の見直し
	ファイル項目設定	フェーズターミネーション	システム設計レビュー
	ファイル一覧表の作成		システム設計書の作成
	ファイルレコードレイアウトの設定		

(5) 関連部署

10. 本件を巡るシステム開発の開発手順をJICAにおける開発調査手順の関係について



(EDP化のプロセス)



[The page contains extremely faint and illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document. The text is too light to transcribe accurately.]

JICA